

経済と経営 18-4 (1988.3)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第IX章 (I. ~ V.)

1) 本章の主題は, 本稿・「第 I 部」。前出・「第VII章」(『経済と経営』。18-2.) の初めに予示したように, “*Lev. (E. L.)*” Pt. II. Chap. XVII. prg. 13. に記述されている・「共同の力」の「設立」(「国家」の「産出」)の「たった一つの道」〔〈方法〉〕の立論を, 分析するところにある。

2) ただし, 本章は, その分析を, 上記の・“*Lev. (E. L.)*” の立論に相当する・“*EoL.*” ならびに “*DC.*” における所論との〈連関〉と〈対比〉とにおいて, 行なう。

かかる分析方法をとる目的は, 本稿・「第 I 部」の・先行する諸章において, それぞれの主題の立場から吟味を加えてきた・ホブズ政治哲学体系の中枢をなす諸理論部分——すなわち, “*Lev. (E. L.)*” にあっては, 「各人が各人に敵対する戦争」ないし「万人が万人に敵対する戦争」の〈三つの・個別の原因〉を挙示するとともに, かかる「戦争」の「身の上」にある「人間たち」が, この「身の上」に〈内在する動因〉たる諸「情念」によって, 「平和」を〈創出〉する〈行動〉へ向かう〈弁証法的転換〉と, その〈行動の仕方〉を

「指示」する「理性」の役割とを語る・Pt. I. Chap. XIII., および、「平和」の〈創出〉にかかわる・「理性」の「指示」である「自然法」の「第一」と、そして、上記の「戦争」の〈三つの・個別の原因〉、ないしは、それらの諸〈原因〉が帰着する〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉たる「自然権」という「自由」を、「抑圧・制圧」する「共同の力」（「国家」）の〈非存在〉が、「戦争」の〈原因〉を活動させる〈条件〉であるところから、「国家」を「産出」するための「第二の自然法」とを示す・Pt. I. Chap. XIV., さらに、「そのほかの自然法」を挙示したのち、一般に「自然法」の〈性格〉を語る・Pt. I. Chap. XV. の・いわばエピロゴスの部分、および、「共同の力」（「国家」）を「設立」する「たった一つの道」を示す・Pt. II. Chap. XVII., また、“*EoL.*” においては、「お互いが加え合う暴力」の、“*DC.*” においては、「相手に傷害を加えようとする意志」の、〈三つの・個別の原因〉と、その諸〈原因〉に〈不可分離〉に、この「暴力」の〈共通の原因〉である「自然権」とを示し、かつ、「自然権」が「各人の・各物にたいする権利」に展開する論理を語り、この「権利」と、上記の〈三つの・個別の原因〉とが相俟って「戦争」を生起させることを告げ、そして、最後に“*Lev. (E. L.)*” における・「第一」の「自然法」の内容とまったく同一の内容の・「理性」の「教示」を掲げる・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 14., “*DC.*” Cáp. I., および、「平和への道」の第一として、“*Lev. (E. L.)*” の「第二の自然法」に〈似た〉（しかし、〈似て非なる〉）いわば〈第二の自然法〉を示す・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 15., “*DC.*” Cáp. II., さらに、「そのほかの自然法」を挙げたのちに、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XV. とひとしく、エピロゴスとして〈自然法論〉を述べる・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 17., “*DC.*” Cáp. III., そして、「共同の力」たる「融合」（「国家」）の「形成」の手続きを示す・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 19., “*DC.*” Cáp. V. — これらの理論部分について、“*EoL.*”, “*DC.*” の立論が含む・致命的な〈論理上の難点〉を六点にわたって摘出し、“*Lev. (E. L.)*” の中枢理論は、これらの〈難点〉を解消せしめる・論理上の工夫によって、成立したものであることを、明らかにするところに

ある。

上記の目的に従って、本章での分析は、「第I部」、「第II部」にわたる先行諸章で施したそれよりもさらに精密なものにならざるをえないし、また、原文諸叙述の訳出にも、若手の修正を加えている。

I

1) a) (「第II章」。II., III., 『経済と経営』。17-2. 118-159 ページ、参照) “*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIII. にあって、「各人が各人に敵対する戦争」の・〈三つの・個別の原因〉(もとより、これらの〈諸原因〉は、それらを「抑圧・制圧」する「共同の力」(「国家」)の〈非存在〉という〈条件〉のもとにある)の〈前提〉であり、したがって、また、上記の・〈三つの個別の原因〉が帰着する「自然権」が、前述の「戦争」の〈共通の・かつ根本にある原因〉となるさいの〈前提〉でもあるものは、

i) 〈あらゆる人間〉の・「身体の諸能力」「心の諸能力」との「総計」における「平等」(〈第一の「平等」〉、ないし、〈第一の「平等」概念〉の意味するもの。(以下、同じ))と、

ii) この〈第一の「平等」〉を〈根拠〉として、〈あらゆる人間〉が、「自分の生命の保存」を含む「どのような利益」をも、「同じ程度で」(L.「同等に」)「自分のものである、と言い張ることが」〈できる〉・(L.「手に入れることができる」)・その〈力〉の「平等」(〈第二の「平等」〉)と、

iii) および、〈あらゆる人間〉が「自分の生命の保存」という「目的」にたいする・〈手段〉の〈適合性〉を〈判断〉する「思考力」・「知能」の「非凡」・「敏速」にほかならない・「賢さ」という「心の能力」の「平等」(〈第三の「平等」〉)と、である。

そして、〈人間〉と〈人間〉とのあいだには、「身体の諸能力」と、「賢さ」という「心の能力」以外の「心の諸能力」との上で、〈不平等〉が「まぎれもなく」存在するにも拘らず、〈第一の「平等」〉、くりかえせば、「身体の諸能

力」と「心の諸能力」との「総計」における・〈あらゆる人間〉の「平等」が成立するのは、一つには「身体の諸能力」と、二つには「賢さ」以外の「心の諸能力」と、そして、三つには「賢さ」という「心の能力」とが「総計」される時、〈あらゆる人間〉における・「賢さ」の「平等」が、「身体の諸能力」の上での〈不平等〉と、「賢さ」を除く「心の諸能力」の上での〈不平等〉とを、填充し消滅させることによる。

したがって、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「総計」における「平等」とは、上記の・〈三つ〉の「能力」の「総計」における・〈あらゆる人間〉の「平等」である。

b) さて、“*Lev.*”に先んずる時期に、「第Ⅲ章」。I-A.『経済と経営』。17-3. 27-38 ページ、参照) “*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. が、「お互いが加え合う暴力」ないし「人間というものの自然本性から発する・お互いにたいする攻撃性 (the offensiveness of man’s nature one to another)」 (§. 11, p. 72) の〈三つの・個別の原因〉の〈前提〉として、かつ、後の分析に見るように、「自然権」が、それらの〈諸原因〉に〈不可分離〉に、上記の「暴力」ないし「攻撃性」の〈共通の原因〉となる〈前提〉として、おいているものは、

i) 「成熟した年齢の人間同志のあいだ」における「力の強さの、ないしは知識の、優劣の差異が、どれほどほんの僅かであるか」、すなわち、〈身体の諸能力〉ないし〈心の諸能力〉における・人間同志のあいだの「優劣の差異」の〈無に近さ〉、としての「平等」(〈第一の「平等」〉) (§. 2. p. 70) と、

ii) 「力の強さの上で、ないしは知能の上で、あるいは、両者の上で、より弱い人間である者も、より強い人間の力を破壊することが、どれほどたやすいか」、言いかえれば、上記 i) の〈第一の「平等」〉にも拘らず、「人間同志のあいだ」に、〈身体の諸能力〉ないしは〈心の諸能力〉、あるいは〈双方の能力〉の上で、〈優劣〉が存在するとしたにしても、その〈優劣〉も防止しえない・「人間の力」の〈相互破壊〉の〈容易性〉、という「平等」(〈第二

の「平等」) (loc. cit.) と、

iii) そして、上記の〈第二の「平等」〉の〈根拠〉である「平等」、すなわち、「人間ひとりの生命を奪い去るには、ほんの僅かな実力しか、必要ではない」、言いかえれば、「人間同志のあいだ」での「生命」の〈相互奪取〉に〈必要な実力〉の〈僅少〉、という「平等」(〈第三の「平等」〉) (loc. cit.) と、である。

c) つぎに、“DC.”は、「第III章(つづき)」。II-A, II-B. 『経済と経営』。17-21. 47-82 ページ, 参照)「国家」を「生誕」させる動因としての「お互いにたいする恐怖」の「諸原因」を、一つには、「人間たちの・自然にしたがう平等」におき、二つには、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」においている。(II-C. 82 ページ, 参照。Cáp. I. §. 3. OL·II. p. 162)。

しかし、実は、上記の「恐怖」の〈共通の原因〉が、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」であり、さらに、「人間たちの・自然にしたがう平等」が、この「意志」の〈三つの・個別の原因〉の〈前提〉なのである。

このことの傍証は、後出・Cáp. I. §. 15. の冒頭に見える・つぎの叙述である。

「第十五節。ところで、人間たちの・力の強さと、その他の諸能力との・あの平等のゆえにこそ (própter. [プロプテル]), 自然に基づく境遇に、言いかえますと、戦争の境遇に、おかれております人間たちにとりましては、自分の生命の保存が永続することは、期待されることができないのです」(傍点は、原文イタリク, OL·II. p. 167。「戦争」の生起の〈原因〉については、本章・後出・IV. で知られる)。

かつまた、この「平等」は、“EoL.”におけると同じく、「自然権」が、上記の・〈三つの・個別の原因〉と〈不可分離〉に、あの「意志」の〈共通の原因〉となる〈前提〉でもあるのである。

ところで、上記の「平等」は(「第III章」。II-C. 82-84 ページ, 参照),

i) まず、「成熟した人間」にあって「身体の構造が、どれほど脆く」あるか、すなわち、「人間の身体の構造」の〈脆弱性〉（この〈脆弱性〉は、「身体が崩れ去れば、身体の力の強さも、知恵も、ことごとく減びてしまう」ことを含意する）の「平等」（〈第一の「平等」〉）である（Cáp. I. §. 3. OL · II. p. 162）。

この〈第一の「平等」〉は、そこから、“*EoL.*” にあっての〈第三の「平等」〉（前記・b), iii)) が、〈帰結〉し、それゆえ、さらに、〈第二の「平等」〉（前記・b), ii)) が、〈帰結〉するものである。

ii) ということは、“*DC.*” にあっては、“*EoL.*” における・〈第二の「平等」〉と〈第三の「平等」〉とを合したものに相当する「平等」が、上見の〈第一の「平等」〉から、〈帰結〉することにほかならない。

これが、「この上なく力の弱い者にも、自分より力の強い者を殺すことが、どれほどたやすいか」、すなわち、「力」の上での〈優劣〉も防止しえない・人間のあいだの・「生命」の〈相互奪取〉の〈容易性〉、という「平等」（〈第二の「平等」〉）である（*lóc. cit.*）。

iii) そして、“*DC.*” では、上記・c), i) の〈第一の「平等」〉と、および、それから〈帰結〉した・c), ii) の〈第三の「平等」〉とを〈根拠〉として、“*EoL.*” における〈第一の「平等」〉（前出・b), i)), すなわち、「成熟した年齢の人間同志のあいだ」における・〈身体の諸能力〉と〈心の諸能力〉との「平等」に相当するものが、〈帰結〉し、その「平等」（〈第三の「平等」〉）は、「なんびとでありましよう、わが身が、自然の手によって、他人よりも諸力の上でまさっているものとして造られている、と信ずる理由は、存在しない…」と表現されるのである（*lóc. cit.*）。

こうして、“*EoL.*”, “*DC.*” にあっての「平等」は、“*EoL.*” における〈第一の「平等」〉, “*DC.*” における〈第三の「平等」〉——すなわち、〈あらゆる人間〉は、「諸力」の上で、「平等」である——に集約される。

しかし、この「平等」がそこから帰結する・他の〈二つの「平等」〉は、“*EoL.*”, “*DC.*” いずれにおいても、「人間」の「力」の・〈負〉における「平等」である。

ここに、“*Lev. (E. L.)*”における〈三つの「平等」〉が、「人間」の「諸力」の・〈正〉における「平等」であることとの差異が、ある。

(加えれば、“*EoL.*”, “*DC.*”において、前記の「平等」を帰結させる手法の上で、“*DC.*”のそれの方がより整序されていることは、明らかである)。

II

1) a) さて、再び“*EoL.*”に戻れば。(「第III章」。I-13. 38-43 ページ、参照)

i) 前述・I. b), i)~iii)の・「人間同志のあいだ」の〈三つの「平等」〉が、「人間」の「力」の・〈負〉における「平等」である以上、この〈三つの「平等」〉そのものからは、「お互いが加え合う暴力」は、帰結することがありえない。

ii) すなわち、かかる「暴力」は、〈「自然」に基づく〉〈三つの「平等」〉以外のところに、〈原因〉をもつものでなくてはならない。

iii) だが、その・「暴力」の〈原因〉もまた、〈「自然」に基づく〉ものなのである。

iv) すなわち、“*EoL.*”は、前見の〈三つの「平等」概念〉を示したのにつづいて、(「第III章」。I-B~I-D. 38-51 ページ、参照),

イ) 「お互いが加え合う暴力」の〈個別の原因〉の〈第一〉を、

「人間の諸情念の差異から生ずる・人間の性情の・著しい相違」の一つを示すところの〈対立〉、すなわち、「うぬぼれて思い上がり、自分の仲間よりも〔力の点で〕先を行き・上に立とうと願う」人間たちと、「節度を守り、自然に基づく平等以上のものは、なに一つ、求めない」人間たちとの〈対立〉に、おく (Pt. I. Chap. 14. §. 3. pp. 70-71)。

ロ) ついで, “EoL.” は, こうした・「情念」の「差異」から生ずる・「性情」の「相違」の〈必然の帰結〉を, つぎのように示す。「私たちとして容認しないわけにはいかないのは, 必然に生じないではないのは」, 後者の人間たちが, 「前者の人間たちの実力にさらされることを, 免れない, というこおである。なぜなら, 前者の人間たちは, 後者の人間たちを, 屈服させることと企てようと意志するからである」 (loc. cit. p. 71)。

この「屈服させることを企てよう」とする「意志」が, 前出・I. 1), b) に示した「お互いにたいする攻撃性」と言われているものであり, すなわち, 「節度を守る」人間たちの〈生命と四肢, ないし所有物〉にたいする「攻撃」の「意志」である。

b) さて, かかる事態にさいして, “EoL.” が, 前者の人間たちからの・「実力」による〈被屈服〉の〈危険〉にさらされている・後者の人間たちのために語るのが, (本稿・「第II部」。「第III章」。X), P) 『教養部紀要』。第29号。128-135 ページ, 参照) 「自然に基づく権利〔〈自然権〉〕」である。すなわち,

i) 「人間たちに, 自分ニトツテノ・ヨイモノ, すなわち, 自分自身にとっての・よいものを, 意志させ・欲求させるのは」, 「そして, 〔自分自身にとって〕傷害となるものを, 回避させるのは」, 「自然という必然性」である (Pt. I. Chap. 14. §. 6. p. 71)。

(「自然という必然性」の・この〈機能〉については, 上掲・「第II部」。「第III章」。VI) ~ X), O). 92-128 ページ, 参照)。

ii) 「〔自分自身にとって〕傷害となるものを回避」することと, 「自分自身にとっての・よいものを, 意志」し「欲求」することとは, 〈同一〉の事柄である。

iii) さて, 「自然にとっての・身震いのする・恐るべき敵すべての最大なるものは, 死である。なぜなら, 死から私たちが予想するのは, あらゆる力の喪失と, そしてまた, それを喪失するさいの・身体上の苦痛の最高のものと,

であるからである」(loc. cit.)。

iv) であるとすれば、「〔自分自身にとって〕傷害となるもの」の「最大なるもの」は、「死」と、「死」が意味する「あらゆる力の喪失」と、「それを喪失するさいの・身体上の苦痛の最高のもの」と、である。

v) したがって、「自然という必然性」は、「人間たち」に、これらを、〈なによりもまず〉「回避させる」はずである。

vi) しかし、「自然という必然性」が、「人間たち」に、「〔自分自身にとって〕傷害となるものを、回避させる」とは、——「人間たち」が、かかる「もの」を「回避する」のは、「自然という必然性」に〈したがう〉ことである——ということである。

vii) それゆえ、上記・v) のように、「自然という必然性」が、「人間たち」に、「死」が〈意味するもの〉を、〈なによりもまず〉「回避させる」ことは、「人間たち」が、「自然という必然性」に、〈最大限に〉〈したがう〉ことである。

viii) そして、それが、「人間たち」が、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから守る (preserve) ために、自分にできる・あらゆる事柄を行なう」(loc. cit.) ことにほかならぬ。

ix) ところで、“EoL.” は、「自然という必然性」に〈したがう〉ことは、「理性にそむいている事柄では、ない」とする。

その根拠は、つぎのところにある。(「第II部」。「第III章」。X), L), ロ)。
『教養部紀要』。第29号。126 ページ、参照)

イ) 「自然」が「各人」にたいして発している〈第二の行動命令〉は、〈自らの生命の保存に、諸手段を、適合させよ〉とするものである以上、「自然」は、一つには、「各人」の生命の保存」という〈目的〉に〈適合〉した諸「手段」を、「各人」のために用意しているものでもなければならず、二つには、「自然」は、「各人」に、その〈目的〉にたいする・諸〈手段〉の〈適合性〉

を〈判断〉する「理性」を、与えているものでもなければならぬ、と〈推理〉されざるをえない。

ロ) してみると、「理性」による・あの〈目的〉にたいする・諸〈手段〉の〈適合性〉の〈判断〉の〈当否〉は、「自然」が〈必然に〉〈決定〉しているものである、としなければならぬ。

ハ) それゆえ、「各人」が「自然という必然性」に〈したがう〉ことこそ、「理性にそむいている事柄では、ない」こととしての・上記の〈判断〉の〈正しさ〉をえる道である。

x) そこで、したがって、「理性にそむいている事柄では、ない」とは、同時にまた、「各人」が、その〈正しい〉「判断」に〈したがって〉、「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服した〉〈行動〉をとっていることである。

xi) この根拠に基づいて、“*EoL.*”は、——「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから守る」という・「自然」が定めた〈目的〉に、「自然」が〈適合〉させている〈手段〉である・「自分にできる・あらゆる事柄」を「行なう」という〈行動〉をとることは、「理性にそむいている事柄では、ない」として、つぎのように言うのである。

「したがって」、「人間誰しもが〔「各人」が〕、自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、守るために、自分にできる・あらゆる事柄を行なうことは、理性にそむいている事柄では、ない」(loc. cit.)。

xii) こうして、「理性にそむいている事柄では、ない」ことは、「自然という必然性」に〈したがっている〉ことであり、「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服した行動〉をとることである。

であればこそ、「人間誰しもが、自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、守るために、自分にできる・あらゆる事柄を行なう」ことが、「私たち自身の・自然にしたがう力と力量とを行使する」ことである、とされるのである。

xiii) 上記の「…あらゆる事柄を行なう」こと、すなわち、「理性」にそむ

いている事柄では、ない」ことは、「自然という必然性」にくしたがっている」ことであり、「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服した行動〉をとることであるゆえに、「非難されることのない自由」なのである。

そして、かかる「自由」の同義語が、「権利」なのであり、さらに、その「自由」・「権利」が、上述のとおり、「自然」〈に基づいている〉ゆえに、「自然に基づく権利」（「自然権」）なのである。

xiv) そこで、上述の論理に基づいて、こう言われるのである。

「そして、理性にそむいている事柄ではない・上記のことを、人々は、私たち自身の・自然にしたがう力と力量とを行使する権利 (RIGHT), ないしは、権利(jūs.[ユース]), ないしは、非難されることのない自由(blameless liberty), と呼ぶ」(lóc. cit.)。

「それゆえ、各人が、自分のもっている・あらゆる力をふるって、自分自身の生命と四肢とを保存することができる、ということは、一つの・自然に基づく権利(a right of nature)である」(lóc. cit.)。

xv) イ) 上見の論示にしたがえば、「自然に基づく権利」とは、また、〈自然に基づく「自由」〉であって、その「権利」・「自由」の〈内容〉は、「人間が誰しも、自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、守る」という〈目的〉のために、「自分にできる・あらゆる事柄」を〈手段〉として「行なう」・〈行使〉する、という〈行動〉をとるところに、ある。あるいは、「各人」が「自分自身の生命と四肢とを保存する」ことを〈目的〉に、「自分のもっている・あらゆる力」をいう〈手段〉として「ふるう」・〈行使〉する、という〈行動〉をとるところに、ある。

ロ) そして、かかる〈行動〉をとることが、「自由」であるとは、上記の〈目的〉のために〈行使〉する〈手段〉が、「あらゆる事柄」であり、「あらゆる力」である、という・〈手段〉の〈無制限性〉・〈制約を受けないこと〉を指すものである。

「権利」とは、この〈無制限性〉・「自由」の同義語にほかならない。

xvi) 「自然に基づく権利」の概念が、上見の論理に基づいて“*EoL.*”に現われる時、その論理の一部を形づくるものとしてホブズの念頭にあったのは、キケロが、プラトーンの『国政 (“*Πολιτεία.*” [ポリテエイヤー])』に倣って『国家について』 (“*Dē Rē Pūblicā.*” [デー・レー・プブリーカー]) を、また、プラトーンの『法 (“*Νόμοι.*” [ノモイ])』に倣い『法について』 (“*Dē Lēgibus.*” [デー・レーギブウス]) を、制作した時、後者の著述の“*Liber Prīmus.* [リベル・プリームウス]” (“第一編”) XII. (“第十二章”) 33. に記された・つぎの立論であった、と推測することが許されよう。

「…あらゆる人間には、理性 (*rātio.* [ラティオ]) が、自然によって (*nātūrā.* [ナートウウラー])、与えられております (*dāta.* [ダタ])。あらゆる人間には、また、正しい理性 (*rēcta rātio.* [レーェクタ・ラティオ]) も、〔自然によって、与えられているのです〕。それゆえ、命令を下し禁止を行なうことにかかわる (*in iūbendō et vētendō.* [イン・ユベンドー・エト・ウェテンドー])・正しい理性であります法 (*lêx.* [レーェクス]) も、〔自然によって、あらゆる人間に、与えられているのです〕。法が、そうでありますならば、権利 (*iūs.* [ユーゥス]) も、やはり (*quōque.* [クウオクウエ])、〔自然によって、あらゆる人間に、与えられているのです〕。すなわち、あらゆる人間には、理性が、〔自然によって、与えられています〕。ゆえに、権利が、あらゆる人間に、〔自然によって〕、与えられているのです」 (Loeb Classical Library. Cambridge (Mass.). 1977. p. 332)。

(上記の推測が許されることの傍証は、本章・後出・IV. h), イ), ロ), とくに、ハ) に見るように、“*EoL.*”, “*DC.*”における・ホブズの「自然にしたがう法」ないし「自然に基づく法」(「自然法」)の規定と、キケロの・上見の立論中の・「法」にかかわる部分との合致である)。

c) さて、そこで、前記・b), ロ) の・「節度を守り」、それゆえに、「うぬぼれて思い上が」った人間たちからの・「実力」による〈被屈服〉の〈危険〉に瀕している人間たちも、上見の「自然に基づく権利」、「非難されることのない自由」として、前者の人間たちに向かい、「自分がもっている・あらゆる力をふるって、自分自身の生命と四肢とを」、後者の人間の「実力」から、「保存する」。

d) ところで、「屈服させることを企てようとする」前者の人間の「実力」と、「自然に基づく権利」・「自由」として、「自分自身の生命と四肢とを保存する」ために、後者の人間がふるう「自分がもっている・あらゆる力」とは、本章・前出・I. 2). i) に見た・「人間同志のあいだ」の・〈身体の諸能力〉ないし〈心の諸能力〉の「平等」(〈第一の「平等」〉)の中にあるものとして、〈ひとしい〉のである。

e) したがって、前者の人間がふるう「実力」と、後者の人間が〈行使〉する「あらゆる力」とは、〈第一の「平等」〉という要素に基づく〈均衡〉の中にあるもの、すなわち、「お互いが加え合う暴力」にほかならない。

f) してみると、「自然に基づく権利」は、「うぬぼれて思い上が」った人間たちが、「実力」によって、「節度を守る」人間たちを「屈服させることを企てよう」と意志する」という・〈個別の原因〉と〈不可分離〉に、「お互いが加え合う暴力」の〈原因〉、しかも——後に見るとおり、〈第二〉、〈第三〉の〈個別の原因〉にも〈不可分離〉であるがゆえに——〈共通の原因〉である。

g) しかるに、この「お互いが加え合う暴力」とは、「私たち自身を生き長らえさせ、私たち自身の生命を保存する」「見込み」を「私たちに」〈残さぬ〉底の「暴力」にほかならぬ (§. 2. p. 70)。

なぜなら、前者の人間も、後者の人間も、ともに、〈第二の「平等」〉(「人間の力」の〈相互破壊〉の〈容易性〉という「平等」と、〈第三の「平等」〉(「人間」の「生命」の〈相互奮取〉に〈必要な実力〉の〈僅少〉、という「平等」)との中に、あるからである。

h) それゆえ、「自然に基づく権利」が、〈個別の原因〉と〈不可分離〉にかかる「暴力」の〈共通の原因〉となるについては、〈三つの「平等」〉が、その〈前提〉として存在するのである。

i) してみると、〈三つの「平等」〉という要素は、「お互いが加え合う暴力」の・〈第一〉の〈個別の原因〉の〈前提〉でもあり、かつ、「自然に基づく権利」がこの〈個別の原因〉に〈不可分離〉であって上記の「暴力」の〈共通の原因〉となる〈前提〉でもある。

j) そして、「お互いが加え合う暴力」と、その・〈第一〉の〈個別の原因〉の〈前提〉たる〈第二の「平等」〉と〈第三の「平等」〉とが生じさせるものは、上記・i)によって、「人類をあまねく蔽う〔「各人」〈すべて〉が、他の「各人」〈すべて〉から「暴力を加」えられることにたいする、の意〕疑心 (a general diffidence in mankind)」であり、とりもなおさず、「お互いにたいする・共通の恐怖 (mutual fear one of another)」である (loc. cit.)。

k) 以上を要約すれば。

i) 「お互いが加え合う暴力」・「人間というものの自然本性から発する・お互いにたいする攻撃性」の〈個別の原因〉は、〈第一に〉、「うぬぼれ」・「思い上がり」の「情念」である。

ii) 「自然に基づく権利」は、「実力」すなわち「暴力」を、「うぬぼれて思い上がった人間たちから、「節度を守る」人間たちにまで、〈普遍化〉させるものであり、かつ、〈第一の「平等」〉(「各人」の「力」の「平等」)という〈前提〉によって、〈普遍化〉された「実力」・「暴力」を、相互に〈同等〉ならしめるものである。

この機能によって、「自然に基づく権利」は、「お互いが加え合う暴力」・〈第一〉の〈個別の原因〉に〈不可分離の原因〉である。

iii) しかし、つづいて見るように、この「暴力」の・〈第二〉、および〈第三〉の〈個別の原因〉にたいしても、「自然に基づく権利」は〈不可分離〉であるのであるから、「自然に基づく権利」は、「お互いが加え合う暴力」にとっ

て、〈三つの・個別の原因〉に、〈不可分離であり、かつ共通の原因〉である、と規定しなければならぬ。

iv) この「お互いが加え合う暴力」は、〈第二の「平等」〉（「人間の力」の〈相互破壊〉の〈容易性〉なる「平等」）と、〈第三の「平等」〉（「人間」の「生命」の〈相互奪取〉に〈必要な実力〉の〈僅少〉という「平等」）という〈前提〉に基づいて、「人間」「自身を生き長らえさせ」、「人間」「自身の生命を保存する」「見込み」を、「人間」に〈残すことのない〉「暴力」である。

v) 上記・iii) とiv) とによって、〈三つの「平等」〉は、「お互いが加え合う暴力」の・〈第一〉（および、〈第二〉、〈第三〉）の〈個別の原因〉の〈前提〉でもあり、しかしまた、この〈個別の原因〉と〈不可分離〉に上記の「暴力」の〈共通の原因〉である「自然に基づく権利」の〈前提〉でもある。

2)（「第Ⅲ章」。I—C. 43—47 ページ、参照）。a) 「自然に基づく権利」は、「自分自身の生命と四肢とを保存する」ために「自分がもっている・あらゆる力をふるう」こととして、前述・1), k), ii) のように、「実力」・「暴力」を、「うぬぼれて思い上がった人間たちから、「節度を守る」人間たちに、〈普遍化〉させる機能を果たすに、とどまらないのである。

b) なぜなら、まず、i) 「自然に基づく権利」として「自分がもっている・あらゆる力をふるう」人間が、自分の〈力〉を、自分を、「屈服させることを企てようと意志する」人間「よりも先を行き・上に立つ」ものである、と〈評価〉するのは、当然である。

なぜなら、この〈評価〉なくしては、「自分のもっている・あらゆる力をふるう」ことが、「自分自身の生命と四肢とを保存する」ものであるとは、考えられないからである。

ii) しかるに、かかる人間は、自らが、あくまで、あの〈三つの「平等」〉の中にある以上、自分の〈力〉を、上記のように〈評価〉することは、その人間自身が、「うぬぼれて思い上がった「情念」を抱いていることを、意味

するにほかならない。

iii) してみると、「自然に基づく権利」は、また、「うぬぼれて思い上がった」ている「情念」と、そこから生ずる「性情」とを、かつては「節度を守る」「性情」をもつにとどまっていた人間にまで、〈普遍化〉させる機能をもつものでもある。

iv) それゆえにこそ、“*EoL.*”は、「お互いが加え合う暴力」の〈個別の原因〉の〈第二〉を、「各人は、自分自身の力を、高く見積るものであり、…」と述べ始めるのである (Pt. I. Chap. 14. §. 4. p. 71)。

c) さて、i) 「自分自身の力を、高く見積る」とは、自分が、「力」の点で、他の「各人」〈すべて〉の「先を行き・上に立つ」もの、と〈評価〉することである。

ii) イ) 上記から、〈必然に〉〈帰結〉するのは、「各人」は、自らの「力」と他の「各人」〈すべて〉の「力」とを「比較」せずにはいられない、ということであり、

ロ) そして、「比較」した時、「他人の中に同じもの〔自分の力と同等の力〕を目にするのを、嫌悪する」ということである (loc. cit.)。

iii) そして、その「嫌悪」の「情念」から、これまた〈必然に〉〈帰結〉するのは——「各人」〈すべて〉のあいだに〈第一の「平等」〉(〈力〉における「平等」)が存在するにも拘らず、「各人」としては、「うぬぼれ」・「思い上がり」、
「嫌悪」という「自然にしたがう情念によって」(loc. cit.)、自らの「力」が他の「各人」〈すべて〉の「力」の「先を行き・上に立つこと」を、〈相互に〉、他の「各人」〈すべて〉にたいして、思い知らせ・見せつける〈行動〉をとらざるをえない、ということである。

iv) その〈行動〉は、イ) 一つには、前見の・「お互いが加え合う暴力」の・〈第一〉の〈個別の原因〉の場合とひとしく、「各人」が、〈相互に〉、他の「各人」〈すべて〉を、「さまざまな仕方で」「屈服させることを企てる」〈行動〉

であり、言いかえれば、「人間が、相互にたいして攻撃に出る (offensive one to another)」〈行動〉 (lóc. cit.), すなわち、「各人」〈すべて〉が、〈相互に〉、相手の「生命と四肢」とを「攻撃」する〈行動〉である。

ロ) あるいはまた、二つには、「各人」が、〈相互に〉、他の「各人」〈すべて〉にたいして、「軽侮と嫌悪との、語、ないしは、ほかのしるし」を投げつける、という〈行動〉である (lóc. cit.)。

ハ) しかし、もとより、かかる・「軽侮と嫌悪」との表現は、「各人」を、「相互に、怒りに燃え立たせる (provoke) ことをせずにはいない」 (lóc. cit.)。

ニ) その「怒り」から〈帰結〉するのは、上記・iv) と同一の〈行動〉——すなわち、「名人」が、〈相互に〉、他の「各人」〈すべて〉を「屈服させることを企てる」〈行動〉であり、相手の「生命と四肢」とを「攻撃」する〈行動〉——である。

d) とすれば、ここに、「各人」がもつに至るのは、前述の「自然に基づく権利」であり、すなわち、「各人」が、「自分自身の生命と四肢とを保存するために」、「自分もっている・あらゆる力」を、〈相互に向かつて〉〈行使〉することである。

e) こうして、「各人」の「力」の「平等」(〈第一の「平等」〉) にも拘らず、「各人」としては、「自然に基づく権利」たる・各自のもつ「あらゆる力」の〈行使〉によってのみ、誰が「力」において「先を行き・上に立つ」かの「決着をつけざるをえない」。

f) はたして、“EoL.” は、つぎのように言う。

「〔それゆえ〕、ついに最後には、人間たちは力の強さと身体の実力とによって、〔力の〕優位の決着をつけずにはすまなくなるのです」 (lóc. cit.)。

g) そして、言うまでもなく、「各人」が、他の「各人」〈すべて〉にたいして、「自然に基づく権利」として、「平等」な「力の強さと身体の実力」とを〈行使〉することは、「お互いが加え合う暴力」である。

h) こうして, i) 「お互いが加え合う暴力」の〈第二の・個別の原因〉は, 「各人」が抱く「うぬぼれ」・「思い上がり」(ないしは, 他の「各人」にたいして, 「力」の上で「先を行き・上に立つ」という「情念」と, 他の「各人」の中に自らの「力」と同等の「力」を見ることにたいする「嫌悪」という(情念)である。

ii) 前出・1), k) に要約したところは, また, この〈第二の・個別の原因〉にかかわっても, そのまま, 妥当する。

3) (「第III章」。I-D. 47-51 ページ, 参照)。a) 「お互いが加え合う暴力」の〈個別の原因〉の〈第三〉として“*EoL.*”がおくのも, 「情念」の一つである。

その「情念」は, 「多数の人間」が「同一の目的であるもの」, しかも, 「多数の人間」によって「共同に享受されることもできず, 共同に分割されることもできない」・「同一の目的であるもの」にたいして抱く「欲求」である (Pt. I. Chap. 14. §. 5. p. 71)。

b) そして, “*EoL.*”が, この「欲求」から〈必然に〉「帰結します」のは, 「力のより強い者が, ひとりで, その・目的であるものを, 享受するほかはない, ということであります」(loc. cit.) と言うのは, 当然である。

c) ところで, 「多数の人間」が, 〈共同の享受〉も〈共同の分割〉も〈不可能〉である「同一の目的であるもの」を「欲求」するところから帰結するのは, 「多数の人間」の「各人」が, その「目的であるもの」を自分「ひとりで」〈奪取〉する「欲求」である。

d) ところで, 自分「ひとりで」〈奪取〉することができるためには, 「各人」は, 「同一の目的であるもの」を「欲求」する・他の「各人」の「生命」を, 〈相互に〉〈奪取〉するのでなければならない。

e) とすれば, 「多数の人間」の「各人」が〈相互に〉, 他の「各人」〈すべて〉にたいしてもつに至るのは, やはり, あの「自然に基づく権利」である。

f) それゆえ、〈帰結〉するのは、前見とひとしく、——〈第一の「平等」〉（「各人」の「力」の「平等」）にも拘らず、「各人」としては、「自然に基づく権利」によって、すなわち、各自のもつ「あらゆる力」の〈行使〉によって、〈相互に〉他の「各人」の「生命」を〈奪取〉せざるをえない——ということであり、そしてまた、——〈奪取〉できた者が、「力のより強い者」であり、かかる者にのみ、「ひとりで、その目的であるものを享受」することが〈可能〉となる——ということである。

g) しかるに、再言すれば、「多数の人間」の「各人」が、他の「各人」〈すべて〉にたいして、「自然に基づく権利」として、各自のもつ「あらゆる力」を〈行使〉する以上、この〈行使〉は、「お互いが加え合う暴力」である。

h) そこで、上記・f), g) から〈帰結〉するのは——以上のようにして生起する「お互いが加え合う暴力」をつうじてのみ、「各人」にとっては、あの「同一の目的であるもの」を「享受」する「力のより強い者」となることが、〈可能〉となる——ということである。

はたして、“*EoL.*”は、上述の〈帰結〉を、「お互いが加え合う暴力」を「戦闘」と表現して、つぎのように語っている。

「…帰結しますのは、また、誰が、力のより強い者であるかは、戦闘によって決定されるほかはない、ということであります」(loc. cit.)。

i) 以上のように、i) 「お互いが加え合う暴力」の〈第三の・個別の原因〉は、「多数の人間」が、〈共同の享受〉と〈共同の分割〉との〈不可能〉な「同一の目的であるもの」にたいして抱く「欲求」という「情念」である。

ii) 前出・1), k); 2), h) の要約は、この〈第三の・個別の原因〉にかかわっても、同一である。

4) “*EoL.*”は、上見のように、「お互いが加え合う暴力」の〈三つの・個別の原因〉の〈前提〉たる〈三つの「平等」〉と、〈三つの・個別の原因〉と

を挙示したあと、総括としてつぎのように述べている。

「このようにして、大多数の人間は、力の優劣の保証がなにない場合に、にも拘らず、うぬぼれ、ないしは、自他の力の比較、あるいは、欲求をつうじて、残りの人間たちの怒りを燃え立たせるのです。残りの人間たちは、そうしたことさえなければ、平等で心満ち足りているでありますように」(Pt. I. Chap. 14. §. 5. p. 71)。

そして、この「怒り」から「お互いが加え合う暴力」が発生するさいの・
〈三つの・個別の原因〉に〈不可分離〉であり、かつ、この「暴力」の〈共通の原因〉である「自然に基づく権利」を、次・§. 6. で初めて、論示する、という手続きをとっているのである。

5) つぎに、“DC.”に進めば、本章・前出・I. c) に示したように、「国家」を「生誕」させる動因たる「お互いにたいする恐怖」の〈共通の原因〉、すなわち「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」に、“DC.”は、“EoL.”とひとしい〈内容〉の〈三つの・個別の原因〉をおく。

(それらの〈原因〉の〈前提〉であり、かつ同時に、〈三つの・個別の原因〉と〈不可分離〉に上記の「意志」の〈共通の原因〉である「自然にしたがう権利」の〈前提〉でもある〈三つの「平等」〉については、すでに見たとおりである)。

そこで、上記の「意志」の〈三つの・個別の原因〉のうち、(「第III章」。II-C. 84-93 ページ、参照)

a) 〈第一〉は、“EoL.”にあってと同じく、「自然にしたがう平等に逆らわずに、自分自身に認めるのと同じのものごとくを、他人に認める」人間、すなわち、「節度を守り、自分の力を正しく評価する」〈性情〉の人間と、「自分〔の力〕を、他人よりも上にある、と評量し、あらゆる事柄が、自分ひとりだけに、許されていてほしいと意志し、また、他人に先人じて、名声を、わが身に受けるべからざるにも拘らず、わがものとする」という「情

念」に駆られる人間、言いかえれば、「傲慢な性情」の人間との〈対立〉である (Cáp. I. §. 4. OL · II. p. 162)。

b) この・「情念」と「性情」との〈対立〉から〈帰結〉するのは、一つには、前者の人間が、後者の人間の「所有物と自由」とを〈奪取〉するために、〈相手に傷害を加える意志〉を抱くことであり、二つには、後者の人間が、「自分の所有物と自由とを、後者の人間に立ち向かって防衛する必然性」に迫られる。ということである。

c) この時に後者の人間が行なう「防衛」が、「自然にしたがう権利 (jūs nātūrāle. [ユーウス・ナートゥーラーアレ])」である。(「第II部」。「第III章」。129-130 ページ、参照)。

すなわち、i) 上記の「自分の所有物と自由とを、後者の人間に立ち向かって防衛する必然性」、言いかえれば、「それゆえ、人間たちの・自然にしたがう欲心から発して、日々、人間たちの各人にふりかかってまいります・おびただしい数の危険にとりまかれておりましたは、わが身を守ることは、私たちとしまして、それ以外のことをすることを意志できませんだけに、非難をうけるべき事柄では、ないのです」(Cáp. I. §. 7. OL · II. p. 163)、と言われる場合の「わが身を守ること、…以外のことをすることを意志できない」こと——そのことは、いずれも、「自然」によるものである。(「第II部」。「第III章」。X), A) - O), 120-128 ページ、参照)。

ii) はたして、“DC.” は、上掲の論述につづいて、こう言う。

「と申しますのは、各人は、自分にとっての・よいものを欲求することへ向かって、引っぱられ、自分にとっての・わるいものから逃避することへ向かって、引っぱられ、しかし、いちばん強く引っぱられますのは、自然にとっての・わるいものの・最大のもの、すなわち死、から逃避することへ向かって、であるのですが、以上のことは、石が下の方へ向かって引っぱられるに劣らない・ひたすらに自然という必然性によるものであるからであります」

(lóc. cit.)。

iii) してみると、前掲の論述にあって、「わが身を守ることは、…それ以外のことをすることを意志できないだけに、非難をうけるべき事柄では、ない」と語られていることの論理は——「ひたすらに自然という必然性」にくしたがうことは、「非難をうけるべき事柄では、ない」、また、“*EoL.*”について分析したところとひとしく、「正しい理性にそむいている事柄では、ない」——というところにある。

なぜなら、“*EoL.*”について知ったように、「自然という必然性」にくしたがうことは、「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服する〉ことの中に成り立つ・「理性」による・〈目的〉にたいする・〈手段〉の〈適合性〉の〈判断〉の〈正しさ〉に〈たがっている〉〈行動〉をとることであり、「各人が、自然から与えられている〔自分の〕諸能力を」正しい理性にしたがって行使する」〈行動〉であって、〈正しい理性にそむいているのでは、ない事柄〉であったからである。

iv) また、「自然という必然性」にくしたがうこと、「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服する〉こと——それが、「自由」であるのであったからである。

以上の論理が、“*EoL.*”のそれと同一であることは、言うを俟たない。

v) ところで、「自分の所有物と自由」とを〈奪取される〉ことは——「自由」が、「生命の保存」の〈不可欠の条件〉であり、「所有物」が、「生命の保存」の〈不可欠の手段〉である以上——、「自然にとっての・わるいものの・最大のもの」すなわち「死」と、そして、「死」に伴う「苦痛」とを、意味する。

vi) とすれば、「自分の所有物と自由とを、後者の人間に立ち向かって防衛する」こともまた、上述の論理に基づいて、「非難をうけるべき事柄では、ない」、「正しい理性にそむいている事柄では、ない」のである。

はたして、前記・ii) に示した論述につづいて、つぎのように語られている。

「なんびとでありましょと、自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防衛し保存するために、全力を尽すことは、見当違いの事柄でもなければ、咎められるべき事柄でもなければ、正しい理性にそむいている事柄でもないのです」(loc. cit.)。

vii) であるならば、「ひたすらに自然という必然性」にくしたがうこととしての「自分の所有物と自由とを、後者の人間に立ち向かって防衛する」ことも、「人間たちの欲心から発して、日々、人間たちの各人にふりかかってくる・おびただしい数の危険にとりまかれていては、わが身を守る」ことも、「死から逃避する」ことも、すべて、「非難されるべき事柄でもなく」、「咎められるべき事柄でもない」ということは——また、上のことが、ことごとく、「正しい理性にそむいている事柄でもない」こと——なのである。

この論理もまた、“*EoL.*”のそれと同一である。

viii) そして、〈正しい理性にそむいていない事柄〉は、これまた、“*EoL.*”にあつてひとしく——「正当に、すなわち、権利によって、行なわれる事柄である、とあらゆる人は言います。なぜかと申せば、権利という名辞によって表示されておりますのは、自由以外のなにものでもないのですが、その自由とは、各人が、自然から与えられている〔自分の〕諸能力を、正しい理性にしたがって行使するためにもっている自由であるからであります」とされるのである (loc. cit.)。

ix) こうして、“*DC.*”にあつても、“*EoL.*”とひとしく、「権利」とは、「自由」の同義語であり、そして、その「自由」とは、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防衛し保存する」という〈目的〉にたいして〈適合〉した〈手段〉を〈行使〉する〈行動〉の〈無制限性〉——すなわち「全力を尽す」こと——を、意味するものである。

x) それゆえ、前出、viii) に示した叙述につづいて、こう結論される。

「こうして、自然にしたがう権利の・第一の土台でありますものは、各人が、自分の生命と四肢とを、力の限り、防衛する、ということであるのです」

(傍点は、引用者。DC. Cáp. I. §. 7. OL · II. pp. 163—164)。

d) こうして、「うぬぼれ」・「思い上がり」の「情念」に駆られる・「傲慢な性情」の人間に「立ち向かって」、「自分の所有物と自由」とを「防衛する」・「節度を守る」人間の・その「防衛」は、「自然にしたがう権利」である。

e) しかるに、後者の人間が、前者の人間に「立ち向かって」、「自分の所有物と自由とを、防衛する」ことは、ほかでもなく、後者の人間が、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛から、防御し保存するために、全力を尽す」ことである。

そして、かかる〈行動〉は、前者の人間にたいして後者の人間が抱く〈傷害を加えようとする意志〉を〈原動力〉とするものにほかならないし、したがって、かかる〈意志〉の〈表現〉以外のものではない。

なぜなら、かかる〈意志〉を〈原動力〉とすることなくしては、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防御し保存するために、全力を尽す」という〈行動〉は、無意味となるからである。

f) それゆえ、後者の人間の・前者の人間に〈傷害を加えようとする意志〉は、後者の人間の「自然にしたがう権利」を、〈原因〉とするものである。

g) このようにして、〈相手に傷害を加えようとする意志〉は、前者の人間にあっては、「傲慢な性情」から、発し、後者の人間にあっては、この「傲慢な性情」と「節度を守る」〈性情〉との〈対立〉という〈個別の原因〉に〈不可分離〉な「自然にしたがう権利」から、発する。

h) そして、こうして発した〈相互に、相手に傷害を加えようとする意志〉は、もはや言うまでもなく、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」である。

はたして、こう言われる。

「したがって、相手に傷害を加えようとする・お互いの意志は、前者〔「傲慢な性情」の人間〕には、うぬぼれた思い上がり〔の「情念」〕と、〔それか

ら発生する) 力の強さの・間違っただ評価とから、生ずるのですし、後者〔「節度を守る」人間〕には、自分の所有物と自由とを、前者の人間に立ち向かって、防衛する必然性から、生ずるのです」(DC. Cáp. I. §. 4. OL · II. p. 162)。

(「第I部」・「第III章(つづき)」。II-C. b) - 8). 84-88 ページ, 参照)。

i) しかしながら、〈相手に傷害を加えようとする意志〉が、〈相互の〉ものになりうるためには、〈相手に傷害を加える〉ことのできる「力」が、〈相互のあいだで〉、「平等」であるのでなくてはならないのは、言うまでもない。

このところに、本章・前出・I. c) に見た・“DC.”における〈三つの「平等」〉(とりわけて、〈第一の「平等」〉と〈第二の「平等」〉とが集約される〈第三の「平等」〉(「人間同志のあいだ」の・「力」の「平等」。c), iii), 参照)が、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の〈個別の原因〉にとって〈前提〉であること理由が、ある。

j) そして、〈第二の「平等」〉と〈第三の「平等」〉とが相俟って、上記の「お互いの意志」を、「国家」の「生誕」の動因である「お互いにたいする恐怖」の「原因」たらしめる〈前提〉をなすのである。

k) 以上によってみると、i) “DC.”にあって、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の〈個別の原因〉の〈第一〉は、「うぬぼれた思い上がり」の「情念」と、その「情念」から「力の強さの・間違っただ評価」を派生させる人間たちの「傲慢な性情」と、「節度を守り、自分の力を正しく評価する」人間たちの〈性情〉との〈対立〉であり、これは、“EoL.”の場合とひとしい。

ii) 〈相手に傷害を加えようとする意志〉を、上記の「傲慢な性情」の人間たちから、〈普遍化〉させ、すなわち、「節度を守る」〈性情〉の人間をも包み込むものとするのは、「自然にしたがう権利」である。

iii) このことは、また、「自然にしたがう権利」は、前者の「傲慢な性情」そのものを、後者の人間にまで、〈普遍化〉させるものである、ということである。

iv) それゆえ、「自然にしたがう権利」は、上記の〈第一の・個別の原因〉と〈不可分離〉に、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の〈原因〉を形づくるものであり、しかも、以下に見るとおり、〈第二〉、〈第三〉の〈個別の原因〉にも〈不可分離〉であるゆえに、上記の「意志」の〈共通の原因〉である。

v) 「人間」のあいだの〈三つの「平等」〉は、上記の「意志」の〈第一の・個別の原因〉の〈前提〉でもあり、また同時に、「自然にしたがう権利」が、その〈個別の原因〉と〈不可分離〉にこの「意志」の〈共通の原因〉となる〈前提〉でもある。

上記・ii) 以下も、すべて、“*EoL.*”について分析されたところと、同一である。

6) a) 「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の〈個別の原因〉の〈第二〉のものは、(「第III章(つづき)」。II-C. 11), b) - c). 94-96 ページ, 参照), “*EoL.*”における・「お互いが加え合う暴力」の〈第二の・個別の原因〉と、基本的には同一である。

すなわち、「魂のよろこびの一切と、楽しみは一切と」は、「相手をもつ者が、その相手と自分とを比較して、自分自身の力を高いと感ずることができる、ということの中にある」。したがって、「人が、お互いにたいする敵意と軽蔑との心」を抱き、その心を、「嘲笑」ないし「侮辱の言葉」あるいは「軽蔑の身振り」、ないしは、それらの「なんらかのしるし」によって「あらわにしないということはありません」。しかるに、かかる表現を投げつけられた相手方にとっては、「いうまでもなく、これより激しい・心の苦しきは、ない」のであり、「そして、それゆえ、この原因から以上に、相手に傷害を加えずにおくものか、という・激しい衝動が起こるのを常とすることもない」のである (DC. Cáp. I. §. 5. OL. II. p. 163)。

b) 上見のとおり、この〈第二の・個別の原因〉についての記述は、「自分

自身の力を高いと感ずることができる、ということの中に」、人間の「魂のよろこびの一切と、楽しみ的一切」とがある、という「情念」の規定で始められているが、しかし、〈第一の・個別の原因〉が、「節度を守り、自分の力を正しく評価する」人間の存在を一方においていたことを考慮すれば、上記の規定は、いわゆる「人間の自然本性」としての「情念」を語るものではなく、「*EoL.*」について本・II. 前出・2), b) に述べたのとひとしく、「自然にしたがう権利」が、「節度を守り、自分の力を正しく評価する」人間の「情念」をも、上述の規定が語るものにまで変化させた、という意でなくてはなるまい。

c) さらにまた、「お互いにたいする敵意と軽視との心」と、そして、それらの表現とは、前出・2), c) に示したのと同じく、上記・b) の「情念」と、とくに〈第一の「平等」〉（「力」の「平等」）との相剋から発するもの、と理解するほかはない。

d) それゆえ、「*EoL.*」について分析された事柄——すなわち、「敵意と軽視との心」の表現が〈相互に〉「各人」に投げつけられるところから発する・「各人」の〈行動〉は、〈相互に〉「各人」を「屈服させることを企てる」〈行動〉であり、〈相互に〉相手方の「生命と四肢」とを「攻撃」する〈行動〉である——は、「*DC.*」についてもまた、同じく、言われるべき事柄である。

e) してみれば、「相手に傷害を加えずにおくものか、という・激しい衝動が起こる」こと、そして、それゆえ、当然、この「衝動」を〈原動力〉として、〈相手に傷害を加えずにはおかぬ〉〈行動〉が生ずることは、〈相互に〉「敵意と軽視との心」の表現を投げつけられて「激しい・心の苦しき」を抱く「各人」がもつに至る「自然にしたがう権利」、(もとより、〈第二の・個別の原因〉と〈不可分離〉である「自然にしたがう権利」)を、意味するものとなる。

f) こうして、〈相手に傷害を加えようとする意志〉は、「自然にしたがう権利」によって〈相互に〉「各人」が抱くもの、すなわち、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」となる。

g) それゆえ, i) この「意志」の〈第二の・個別の原因〉は, 「各人」が, 「力」において「平等」であるにも拘らず, 「自然にしたがう権利」に基づく「情念」, すなわち, 〈自他を比較し, 自分自身の力を高しと感ずることができると・よろこびと, 楽しみ〉という「情念」である。

ii) 前出・1), k); 2), h) は, この〈第二の・個別の原因〉にかかわっても, そのまま, 妥当する。

7) “DC.” にあって, 上記の「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の〈個別の原因〉の〈第三〉であるものは, “EoL.” が示す・「お互いが加え合う暴力」の〈第三の・個別の原因〉と, まったく同一である。(「第三章(つづき)」。II-D. 96-97 ページ, 参照)。

すなわち, 「人間が相互に相手に傷害を加えたいと欲望する原因で・もっとも数多く見られるもの」は, 「多数の人間」が, 「同時に」, 「同一の物」を「欲求する」ものの, しかし, 「その物が, 共同では享受されることができず, また, 共同に分割されることができない」というところから, 「生まれてくる」。なぜなら, 上記のところから「帰結する」のは, 「その・同一の物は, 力のより強い者に与えられざるをえない, ということである」が, 「しかるに, 誰が, 力のより強い者であるかは, 戦闘によって決着をつけられるほかはない」からである (DC. Cáp. I. §. 6. OL · II. p. 163)。

この「原因」についての分析は, “EoL.” について, 本・II. 前出・3), a) ~ h) に施し, i) に要約したものと, ひとしい。

III

1) さて, そこで, 新しいテーマに分析を進めれば,

a) “Lev. (E. L.)” Pt. I. Chap. XIV. は, それの prg. 1. にあって, 「自然に基づく権利 (the RIGHT OF NATURE)」(E.), ないし「自然にしたが

う権利 (*Jūs Nātūrāle*・[ユー・ウス・ナートゥーラー・アレ])」(E.), (*JŪS nātūrāle*) (L.) (「自然権」)を, ある<内容>の「自由(the Liberty. L. *libertās*. [リーベルタース])」, と規定し,

b) さらに, prg. 2. において, 「自由」とは, 「自然権」の<内容>にたいして「外部にある障害物が遠くに離れていること」である, と規定している。

(本稿・「第I部」。「第IV章」。I. 1). 『経済と経営』。18-1. 44-48 ページ, 参照)。

c) “*EoL.*”, “*DC.*” においても, 本・「第IV章」・前出・II. 1), b), xiii); 5), c), iii), iv), viii) に知ったとおり, 「自然権」と「自由」とは, 同義とされていた。

d) しかし, “*EoL.*”, “*DC.*” は, 「自然権」と同義の「自由」が, 「各人が, 「自然という必然性」にくしたがう」ことであり, 「自然」が下す<第二の行動命令>にく服することである, という<論理>を析出せしめはするものの, “*Lev. (E. L.)*” とは異なり, 「自由」そのものを規定してはいないのである。

e) とはいえ, その規定を知る手掛りとなる論述は, “*EoL.*”, “*DC.*” の双方が, 与えている。

f) それは, 双方の著述が, 「自然に基づく権利 (a right of nature)」 (“*EoL.*”), 「自然にしたがう権利 (*jūs nātūrāle*)」 (“*DC.*”) を論示した・前者の§. 6., 後者の§. 7. につづく各・諸節において, 自ら, 「自然権」の<内容>に分析を加えている論述である。

g) 予め言えば, 「自由」概念を知る鍵の一つは, 前出・II. 1), b), xv), ロ) に記したように, “*EoL.*” が, 「自然に基づく権利」を論示するさいに, 「人間誰しもが, 自分自身の身体と四肢とを, 死と苦痛とから, 守るために, 自分にできる・あらゆる事柄を行なうことは, 理性にそむいていない」とする場合の・「…自分にできる・あらゆる事柄を行なうこと… (…that a man doth all he can …)」と表現し, また, 「それゆえ, 各人が, 自分の

もっている・あらゆる力をふるって、自分自身の生命と四肢とを保存することができる、ということは、一つの・自然に基づく権利である」と規定される時の「…自分のもっている・あらゆる力をふるって… (…with all the power he hath)…、を保存する…」と表現している・その文言であり、また、“DC.”に、「なんびとであれ、自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防御し保存するために、全力を尽すことは、…咎められるべき事柄でもなければ、正しい理性にそむいている事柄でもない」と語られるさいの「…防御し保存するために、全力を尽す… (omnem operam det. [オムネム・オペラム・デト])」と言われ、さらに、「…自然にしたがう権利の・第一の基礎であるものは、各人が、自分の生命と四肢とを、力の限り、防御する、ということである」と述べられる時の「…力の限り (quántum pōtest. [クヴァントウウム・ポテスト]) …、防御する、…」と示されている・その言句である。

h) 上記の文言は、これを分析すれば、つぎの論理を含んでいる。すなわち、

i) 「自然に基づく権利」、「自然にしたがう権利」(以下、「自然権」と略記)は、いま上に再見した・これについての論示からすれば、その〈内容〉を形づくるものは、まず、「自然権」の〈目的〉である。

その〈目的〉は、「自然」が「各人」に〈命じている〉〈目的〉であるが(「第II部」・「第III章」, X), J)~M), 124-126 ページ, 参照), “EoL.”, “DC.”の表現にしたがえば、——「人間誰しも」・「各人」が、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、守る」ことであり、「自分自身の生命と四肢とを保存することができる」ことであり、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防御し保存する」ことであり、「自分の生命と四肢とを、防御する」こと——であった。

ii) ところで、「自然権」の〈内容〉を形づくるものの一つが、かかる〈目的〉である以上、〈内容〉が含むものは、また、もとより、この〈目的〉に〈適合〉した〈手段〉、むしろ、〈適合〉した〈手段〉の〈行使〉、である。

iii) そこで、上記の〈目的〉のために、「あらゆる事柄をする」、「あらゆる力をふるう」、「全力を尽す」、「力の限り」、という表現が意味するものは、上記の〈目的〉に〈適合〉した・それゆえ〈必要不可欠〉な〈手段〉を〈行使〉することの（あるいは、この〈目的〉に〈適合〉した・「各人」の〈行動〉と〈行動の仕方〉との）・「各人」の《内部での無制限性》である。

iv) そして、この《無制限性》こそが、“*EoL.*”, “*DC.*” にあつての「自由」であり、別名、「自然権」である。

v) 「各人」の《内部での無制限性》とは、「人間誰しも」・「各人」が、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから守るために、自分がすることのできる…事柄を行なう」ことに、〈自ら制限を加えない〉の意であり、「自分自身の生命と四肢とを保存する」ために「力をふるう」ことに、〈自ら制限を加えない〉ことであり、「自分自身の身体と四肢とを、死と苦痛とから、防御し保存する」にあつて〈力を行使する〉ことに、〈自ら制限を加えない〉ことであり、「自分の生命と四肢とを、…防御する」さいに、〈自ら制限を加えない〉ことである。

なぜなら、一つには、「自然権」の〈目的〉である〈自分の生命・身体・四肢の防御・保存〉は、〈身体構造の脆弱性〉（本章。前出・I. 1), c), i), 参照) ゆえに、この〈目的〉の〈手段〉たる「事柄を行なう」こと、「力をふるう」こと、すなわち〈手段〉の〈行使〉に、たとえ些細であれ〈制限〉が加えられることがあれば、たちまちに無に帰するものであるからでもあり、また、それゆえ、二つには、「自然権」のこの〈目的〉である〈自らの生命の保存〉を「各人」に〈命じている〉「自然」は、「各人」に、その〈目的〉に〈適合〉した〈手段〉の《無制限》な〈行使〉をも〈命じている〉はずであつて、「各人」は、かかる・「自然」の〈行動命令〉に〈したがう〉のでなくてはならないからでもある。（「第II部」。「第III章」。X), J) ~M), 『教養部紀要』。第29号, 124-127 ページ, 参照)。

(上の・第二の根拠が、本・III. 次・2), b), iii), とくに、二) に述べ

るとおり, “*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 3. に示されている・本稿のいう〈根源的自然法〉の根拠でもあるはずである。(「第I部」。「第IV章」。III. 1. 『経済と経営』。18-1. 54-57 ページ, 参照)。

2) 上を予示した上で, “*EoL.*”, “*DC.*” による・「自然権」の〈内容〉の分析を辿ろう。

a) まず, “*EoL.*” は, こう述べる。

「第七節。ところで, 人間誰しもが, 権利をもちますのは, 目的(the end)のためであります以上, そしてまた, 目的は, 手段(the means)がなくは, 言いかえますと, 目的にとって必要不可欠な・そうした事柄がなくは, 獲得されることができないものであります以上, 帰結しますのは, 理性にそむいている事柄では, ないこと, そして, それゆえ, 人間にとって〔自然に基づく〕権利でありますのは, 自分の身体の保存にとって必要不可欠な・あらゆる手段を, 行使すること (to use all means) でありますし, 必要不可欠な行為は, たとえどのような行為であれ, 行なうこと ((to) do whatsoever action), である, ということであります」(傍点は, 引用者。EoL. Pt. I. Chap. 14. §. 7. p. 72)。

また, “*DC.*” は。「第八節。ところで, 「目的」にとって必要不可欠な手段 (média. [メディア]) にたいする権利が拒まれております人間は, 目的 (fînis. [フィニス]) にたいする権利を, いたずらに所持していることになるのでありますから, 帰結しますのは, 各人は, 自分の生命を保存するために権利を所持しておりますからには, 各人は, また, 〔自分の生命を保存するための〕あらゆる手段を行使するための (*ûtendî omnibus médiis*. [ウーテンディー・オムニブウス・メディアース]) 権利を所持し, あらゆる行為を, 行なうための (*âgendî omnem âctiônem*. [アゲンディー・オムネム・アークティオーネム]) 権利を, 所持しているのではなくてはならない, なぜなら, その権利を所持しているのであれば, 各人は, 自分の生命を保存することができないから, ということであります」(傍点は, 「権利」を除いて, 原文

イタリク。DC. Cáp. I. §. 8. OL・II. p. 164)。

b) 上記の・「自然権」の〈内容〉の分析は、以下の論理に立脚している。

i) すべての「権利」がその「目的」をもつと同よう、「自然に基づく権利」・「自然にしたがう権利」（「自然権」）は、前記の（「各人」の〈自分自身の生命・身体・四肢の防御・保存〉）を「目的」とする「権利」である。

ii) しかるに、「権利」の「目的」は、その「目的」に〈適合〉した・すなわち「目的」の「獲得」にとり「必要不可欠」な「手段」、正しくは、かかる「手段」の・「目的」に〈適合〉し・したがって「必要不可欠」な「行使」（それは、〈行動〉・〈行為〉、むしろ〈行動〉・〈行為〉の〈仕方〉、に属する）がなくては、成就されることができず、「獲得されることができない」。

iii) イ) 「自然権」の場合には、その「目的」が上記のものであることは、「自然」が「各人」にたいして下す・〈必然〉の〈三つの行動命令〉（「第II部」。「第III章」。X), J)～M). 124-127 ページ、参照)に、基づいている。

ロ) 換言すれば、「各人」は、「自然」の〈三つの行動命令〉とりわけ〈第二の行動命令〉（〈自らの生命の保存に、諸手段を、適合させよ〉）に〈逆らうことができない〉。

ハ) そして、〈第二の行動命令〉に〈逆らえない〉とは、「自然権」の「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「手段」の・その「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「行使」において、いかなる〈制限〉をも、〈自らが加えることはできない〉、ということである。

ニ) このことを、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 3. は、「自然に基づく法（自然にしたがう法）とは、どれも、理性によって見いだされた〔・「自然」の〕一つの指示、ないしは、誰にでもあてはまる〔・「自然」の〕一つの指図である。この〔「指示」・「指図」である・〕自然に基づく法によって、人間は、誰しも、…その・おなじもの〔自分の生命〕を保存する手段を減少させてしまう事柄をすることを、禁止されているのであり、…」（p. 189; OL・

III. p. 102), と表現しているのである。

α) なぜなら、「自分の生命」を「保存する手段を減少させてしまう事柄をすること」を、「禁止されている」とは、「各人」が、「自分の生命の保存」という・「自然権」の「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「手段」を、〈自らの力のあとう限り、ことごとく〉・〈無制限に〉「行使」することを、〈命令〉されていることであり、しかも、その〈命令〉は、「理性によって見いだされた〔・「自然」の〕一つの指示、ないしは、誰にでもあてはまる〔・「自然」の・〕一つの指図」であって、すなわち、「各人」の《内部》に属するものであるからである。

β) それゆえ、上記の prg. 3. に示されている「自然に基づく法」(〈根源的自然法〉)の「禁止」に〈したがうこと〉と、「自然権」の「目的」にとり「必要不可欠」な「手段」の「行使」における・「各人」の《内部での無制限性》(としての「自由」)とは、〈同一〉である。

(であればこそ、「第IV章」。III.『経済と経営』。18-1. 54-57 ページ、参照)“*Lev. (E. L.)*”における・「自然権」の構成要素のうちの「自由」は、〈根源的自然法〉によって、成立するのであった)。

iv) この《無制限性》は、「理性にそむいている事柄では、ない」ものである。

なぜなら、前述・iii) のとおり、《無制限性》によってのみ、「各人」は、「自然」の〈行動命令〉に〈したがっている〉のであって、であればこそ、「自然権」の「目的」、すなわち〈各人が、自分の生命を保存すること〉が、〈獲得されることが出来る〉からである。

v) そして、「理性にそむいている事柄では、ない」がゆえに、この《無制限性》、すなわち、「各人」が〈自分自身の生命・身体・四肢の防御・保存〉という「目的」のために、「あらゆる手段」を「行使する」(“*EoL.*”, “*DC.*”), 「たとえどのような行為であれ、これを「行なう」(“*EoL.*”), 「あらゆる行為」を「行なう」(“*DC.*”) こと——が、「自由」であると同時に「自然権」

であるのである。

vi) こうして、まず、「各人」が、「自分の生命の保存にとって必要不可欠」な「あらゆる手段を行使する」ことと、「あらゆる行為を行なう」こと、言い換えれば、「自然権」の「目的」に「必要不可欠」な「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と（合して、〈行動〉、むしろ、〈行動の仕方〉）の・「各人」の《内部での無制限性》が、「自然権」という「自由」の規定内容を形づくる。

3) a) だがしかし、上記の《無制限性》の〈要件〉は、「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と（〈行動の仕方〉）が「自分の生命の保存にとって必要不可欠」である、とする〈判断〉（「目的」にたいする・「手段」の〈適合性〉の〈判断〉）を下すのが、「各人」〈自身〉である、ということであるはずである。

なぜなら、「各人」が、〈自身〉でその〈判断〉を下すことがなければ、「自分の生命の保存にとって必要不可欠」であるべき「手段」・「行為」も、「自分の生命の保存にとって「必要不可欠」である、とは〈判断〉されえないのであって、したがって、「あらゆる」どころか、〈一つとして〉、〈行使することができず〉、〈行なうことができない〉からである。

b) i) さらにまた、「手段」・「行為」の〈自分の生命の保存にとっての不可欠性〉の〈判断〉は、当然、「自分の生命」に襲いかかる〈危険の大小〉の〈判断〉に、左右されるものである。

ii) したがって、上記・a) と同じ根拠によって、〈自らの身に〉ふりかかる「危険の大きさ」についてもまた、「各人」〈自身〉が、「判断者」でなければならない。

c) 上の分析は、はたして、こう語られている。

“EoL.”「第八節。また、各人は、自然に基づく権利によって、手段の必要不可欠性 (the necessity of means) について、また、危険の大きさ (the

greatness of danger) について、自分自身が (himself), 判断者 (judge) であるのです」(Pt. I. Chap. 14. §. 8. p. 72)。

d) そして, “*EoL.*” は, 一つには, 「各人」が, 上記の事柄について, 「自分自身が」「判断者である」ことの論証と, 二つには, そのことが, 「自然に基づく権利によって」であることの論証とを, つぎのようにして, 行なうのである。

「なぜかと言いますと, 私が自身で, 私自身の〔「必要不可欠」な「手段」の「行使」と, 「行為」の〈遂行〉と〕危険〔の「大きさ」と〕の判断者である, ということが, もし, 理性にそむいている事柄〔したがって, 「自然に基づく権利による」ものではないこと〕であるとしみますと, その場合には, ほかに人間が, 私自身の〔「必要不可欠」な「手段」の「行使」と, 「行為」の〈遂行〉と〕危険〔の「大きさ」と〕の判断者である, ということが, 理性にかなう事柄になります。けれども, ほかに人間を, 私の身にかかわる・上記の事柄の判断者にするのと同じ理性〔「他の人間」と「私」とにあって, 〈第三の「平等」〉により「同じ」である「理性」〕が, 私をも, ほかに人間の身にかかわる事柄の判断者にするわけです。ですから, 私は, ほかに人間の判断内容 (sentence) が, はたして, 私の利益になるのか, それとも, 私の利益にならないのかを, 判断する理性をそなえているのです」(loc. cit.)。

この論証の論理は, つぎのものである。

i) あの〈第三の「平等」〉に含まれている・「自然」による・自他の「理性」の「平等」ないし〈同一性〉によって, 「私」と「ほかに人間」とは, 〈相互に〉, すなわち〈平等に〉, 〈相手方〉の身にかかわる・「必要不可欠」な「手段」の「行使」と, 「行為」の〈遂行〉と, 「危険の大きさ」との「判断者」となることができる。

ii) しかしながら, 「私」の身にかかわる・上記の事柄についての・「ほかに人間」の「判断内容」が, はたして, 「私の利益になるのか, それとも, 私の利益にならないか」を「判断」するのは, 窮極には, 「私」のもつ (「ほかに

の人間」の「理性」と〈同一〉の)「理性」であり、また、そういう「私」と〈平等に〉、「ほかの人間」の身にかかわる・上記の事柄についての・「私」の「判断内容」が、真実に、「ほかの人間」の「利益」になるのか、それとも、利益にならないか」を「判断」するのは、窮極には、「ほかの人間」のもつ(「私」の「理性」と〈同一〉の)「理性」である。

iii) それゆえ、「私」と「ほかの人間」という「各人」が、一つには、「理性にそむいている事柄でない」・「理性にかなう」こととして、とりもなおさず、「自然に基づく権利によって」、二つには、各自の「手段の必要不可欠性について、〔「行為」の〈遂行〉について〕、また、危険の大きさについて、「自分自身が、判断者である」のである——。

“DC.”もまた、上記の・“EoL.”と同じ論理によって、この論証を行なっている。

「第九節。ところで、ある人間が行使することになる手段と、行なうことになる行為とが、その人間の生命と四肢との保存にとって、必要不可欠なものであるかどうかにつきましては、その人間自身が (*ipse*. [イプセ]) 自然にしたがう権利によって、判断者 (*jūdex*. [ユーデクス]) であるのです。と言いますのは、わが身の〔「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と〕危険〔の「大きさ」と〕ついて私自身が判断する、ということが、もし、正しい理性にそむいている事柄であるとしますと、ほかの人間が、判断してよいこととなります。それゆえ、私の身にかかわる・上記の事柄について、ほかの人間が判断しますからには、同じ理性によって、なぜなら、私たち〔「私」と「ほかの人間」と〕は、自然によって、平等であるからです、その・ほかの人間の身にかかわる・上記の事柄について、私が判断しなくてはならないこととなります。こうして、私が、その・ほかの人間の判断内容について、当然、その判断内容が、私の生命の保存に役立つのか、それとも、役立たないのか、を判断することは、正しい理性に属するものでありますし、すなわち、自然にしたがう権利に属するものであるのです」(DC. Cáp. I. §. 9. OL · II.

p. 164)。

4) a) 上の論証によって、「自然権」の「目的」に〈適合〉する「手段」の「行使」と「行為」の〈遂行〉と(〈行動の仕方〉)における・「各人」の《内部における無制限性》が、論理的に確定された。

b) “*EoL.*” は、しかし、さらに加えて言う。

「第九節。人間誰しもの判断力(judgement)が、自然に基づく権利として、人間誰しもの・自分自身の利益のために使用されることができると同じく、各人の・力の強さ、知識、そして技能もまた、各人が、それを自分自身のために行使する場合には、その場合、権利として(rightly)使用されるのです」(Pt. I. Chap. 14. §. 9. p. 72)。

この叙述の論旨は、下記のところにある。

i) 前述・3)の「判断」が、「自然に基づく権利によって」行なわれるものである以上、その「判断」を行なう〈能力〉たる「判断力」もまた、当然、「自然に基づく権利によって」「使用」されるものでなくてはならない。なぜなら、〈自然に基づく権利によらずして〉「使用」される「判断力」によって、「自然に基づく権利による」「判断」が行なわれることは、ありえないからである。

ii) ところで、「各人」の「自然権」の「目的」にたいする・「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と(〈行動の仕方〉)を決定する〈能力〉は、上記の「判断力」と、「知識」、そして、「力の強さ」、および「技能」とである。

iii) それゆえ、これらの〈能力〉が「使用される」ことにおける・「各人」の《内部での無制限性》、換言すれば、これらの〈能力〉の「あらゆる」ものが、「使用される」こともまた、「自由」であり、「自然権」である。

すなわち、上見の叙述の前半に現われる・「自然に基づく権利として」「使用される」という文言、ならびに、後半に記された・「権利として」「使用される」という言句は、ともに、上記の・「あらゆる」〈能力〉が「使用される」

《無制限性》、即、「自由」、言いかえて、「自然権」を、意味しているのである。

(上記・“*EoL.*” §. 9. に相当する叙述は、“*DC.*”には、現われない)。

5) ところで、a) 前出・2), a) ~ b) に見たように、「自然権」の「目的」であるものにたいして、「あらゆる手段」を「行使する」こと、「あらゆる行為」を「行なう」こと、および、上記・4) の・「あらゆる」〈能力〉を「使用する」こと、すなわち、くりかえせば、「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と、〈能力〉の「使用」との《無制限性》を、さらに規定して言うならば、

i) 「手段」の「行使」、「行為」の〈遂行〉、〈能力〉の「使用」は、すべて、「各人」の「自らの生命の保存」にたいする「欲求」(「欲望」)、ないしは、それと基本的には同一である「意志」を〈原動力〉とするものであり、

ii) かつ、上記の《無制限性》すなわち「自由」・「自然権」は、〈他の各人すべて〉に向けられた・(「自然権」の「目的」たる)「自分の生命と四肢との保存」に「必要不可欠」な・「あらゆる手段」の「行使」であり、また、「あらゆる行為」の〈遂行〉であり、そして、「あらゆる」〈能力〉の「使用」である以上、

iii) 《無制限性》・「自由」・「自然権」は、さらに規定されて、

イ) 一つには、「各人」が、〈自分の欲求・欲望し意志する事柄であれば、それがたとえどのような事柄であろうとも〉、その事柄を、〈自分の欲求・欲望し意志する人間であれば、それがたとえどのような人間であろうとも〉、その人間に向かって、〈行なう〉《無制限性》・「自由」・「自然権」となる。

なぜなら。かかる〈事柄〉は、「各人」が「自然権」の「目的」である「自らの生命の保存」のために「必要不可欠」と「自身で」「判断」した「手段」である。

したがって、そのような「手段」が「行使」され、「行為」が〈遂行〉され、〈能力〉が「使用」される対象である〈人間〉もまた、「自然権」の「目的」

にとって「必要不可欠」であると「各人」によって「自身で」「判断」された「手段」であるからである。

ロ) また、さらに規定された《無制限性》・「自由」・「自然権」は、二つには、くたとえ、他の各人すべてが、所有し、行使し、享受している事物であろうとも>、「各人」がく自分で欲求・欲望し意志し>、かつく自分が所有し、行使し、享受することができる>事物であるならば、くかかる事物のことごとく>を、く所有し、行使し、享受する>《無制限性》・「自由」・「自然権」である。

なぜなら、「各人」が「欲求・欲望し意志する」するく事柄>・く事物>は、くたとえ、他の各人すべてが、所有し、行使し、享受している事物であろうとも>、「各人」が「自身で」、「自らの生命の保存」という・「自然権」の「目的」にとり「必要不可欠」な「手段」（「各人」「にとっての・よいもの」）である、と「判断」したものであるからである。

iv) こうして、《無制限性》・「自由」・「自然権」は、「各人」の「自分の生命の保存」を「目的」とする「あらゆる手段」の「行使」、「あらゆる行為」のく遂行>、「あらゆる」く能力>の「使用」から、さらに進んで、上記・iii)、イ)、ロ)にまで、拡大せざるをえなくて拡大した。

b) ところで、「各人」の《内部での無制限性》（「自由」・「自然権」）が、その「目的」を、く各人の生命・身体・四肢の防御・保存>におくゆえに、上述のように拡大することは、とりもなおさず、「各人」は、もはや、「あらゆる事柄」にたいして「自由」・「自然権」をもつ、ということにほかならぬ。

はたして、上述したところを、「EoL.」は、こう示している。

「第一〇節。各人は、自然によって、あらゆる事柄にたいする権利を、もっているのです。(Every man by nature hath right to all things) 言いかえますと、たとえどのような事柄であれ、自分が欲する事柄を (whatsoever he listeth), [たとえどのような人間であれ], 自分が欲する人間に向かって、行なう (to do...to whom he listeth) 権利を、もっているのですし、自分が所有、行使、享受しようとして意志し、自分に所有、行使、享受することができる・

あらゆる事物を、所有し、行使し、享受する (to possess, use, and enjoy all things) 権利を、もっているのです。なぜかと言いますと、各人が意志する・あらゆる事柄は、各人がそれを意志しているのですから、したがって、各人自身の判断の中では、各人にとってのよいもの (good) であるほかはないのですし、いつの日か、各人の生命の保存に資することができるのですし、ないしは、各人は、そのように判断してよろしいのですし、それに、私たちは、第八節で、各人を、このことについての判断者としたのですから、帰結しますのは、あらゆる事柄 (all things・〈万事〉) は、また、権利として、各人により行なわれるものとなる (may rightly…be done by him), ということであるからであります」(Pt. I. Chap. 14. §. 10. p. 72)。

なお、“EoL.” は、「各人は、自然によって、あらゆる事柄〔〈万事〉〕にたいする権利をもつ」という命題を、また、「あらゆる人間の・あらゆる事柄にたいする・この権利 (that right of all men to all things・〈万人の・万事にたいする権利〉)」とも表現し (§. 10. p. 72), あるいは、「各人の・各物にたいする権利 (a right of every man to every thing)」とも言い表わしている (§. 11. pp. 72–77)。

6) さて、“EoL.” は、上につづいて言う。

a) 「そして、この理由で、正しくも、こう言われるのです。 *Nātūra dédit ómnia ómnibus*. [ナートゥーウラ・デディト・オムニア・オムニブウス・「自然ハ、万物〔〈万事〉〕ヲ、万人ニ、与エテイル」。すなわち、自然は、あらゆる人間に、あらゆる事物を、与えている、と」(loc. cit.)。

b) 「各人」による・「あらゆる手段」の「行使」、 「あらゆる行為」の〈遂行〉、「あらゆる」〈能力〉の「使用」、(言いかえて、「自然権」の「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「手段」の「行使」の《無制限性》、同じく「行為」の〈遂行〉の《無制限性》、〈能力〉の「使用」の《無制限性》)、一言でいえば、「各人」の「自由」・「自然権」を、「自然ハ、万人ニ、万物ヲ、

与エテイル」と表現したのは、「自由」が・「自然権」が、根源にあっては、「自然という必然性」にくしたがうこと〉であるからであり、「自然」が下す・〈各人の生命・身体・四肢の防御・保存〉にかかわる〈行動命令〉に〈服する〉ことであるからである。

c) すなわち、「自然という必然性」にくしたがうこと、「自然」の〈行動命令〉に〈服する〉ことは、〈各人の生命・身体・四肢の防御・保存〉という「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「手段」の「行使」,「行為」の〈遂行〉,〈能力〉の「使用」における・「各人」の《内部での無制限性》・「自由」・「自然権」の《根拠》であり、かかる《根拠》をもつ《無制限性》・「自由」・「自然権」は、〈あらゆる事物・事柄〉に拡大して初めて、自らを成就するのである。

上見の・“*EoL.*”の叙述に相当する“*DC.*”の記述は、いま示した論理によって、はたして、「自然」に力点をおいたものとなっている。

「第一〇節。自然は、各人ニ、万物〔〈万事〉〕ニタイスル権利ヲ、与エテイマス (Nātūra dedit unicunque jūis in omnia. [ナートウーウラ・デディト・ウーニクウクウエ・ユーウス・イン・オムニア])。すなわち、ひたすら自然にしたがっている境遇にありましては、言いかえますと、人間たちが、なんらかの契約によって、お互いに結合する以前にありましては、自然は、各人に、たとえどのような事柄でありましようとも、自分の思いのままの事柄を (quæcunque libebat), クウアエクウクウエ〔・リベバト〕, しかも、たとえどのような人間でありましようとも、自分の思いのままの人間に向かって (et in quōscunque libebat. [エト・イン・クウオースククウエ・リベバト]), 行なうことを、許しているのですし、そして、各人が所有, 行使, 享受しようとして意志し、各人に所有, 行使, 享受することができる・あらゆる事物 (omnia. [オムニア]。〈万事〉) を、所有し、行使し、享受することを、許しているのです。と言いますのは、ある人間が意志することになり

まず事物は、たとえどのようなものでありましようとも、その人間が意志するのでありますからには、その人間自身にとっての・よいものと考えられるのですし、その人間の生命の保存に資することができるか、ないしは、少なくとも、資するものと考えられることができるのですし、ところで、真実に、それに資するか、それとも、資するものではないか、の判断者として、私たちは、先行の節で、その人間を立てたのですから、その人間が自分でそのように判断する事物は、その人間の生命の保存にとって必要不可欠のものとして見做されなくてはならないのでありますし、そして、(第七節によって)、自身の生命と四肢との防御に必ず資する事柄〔〈事物〉〕は、自然に基づく権利によって、行なわれ、また、所持されるのでありますから、帰結しますのは、自然に基づく境遇にありましては、万事を所有することと、行なうことが、万人に、許されている、ということであります。そして、このことが、世間で、自然ハ、万物〔〈万事〉〕ヲ、万人ニ、与エテイル (*Nātūra dedit omnia omnibus*. [ナートゥーウラ・デディト・オムニア・オムニブウス]), と言われることであるのです」(Cáp. I. §. 10. OL・II. pp. 164–165)。

(“DC.”は、「自然」が「各人」に「与えている」・「万物〔〈万事〉〕ニタイスル権利」を、また、「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利 (*jūs omnium in omnia*. [ユーウス・オムニウム・イン・オムニア])」とも言う (Cáp. I. §. 12. OL・II. p. 166))。

7) こうして、“EoL.” Pt. I. Chap. 14. §. 6. ならびに “DC.” Cáp. I. §. 7. に論示された「自由」、ないし「自然に基づく権利」、・「自然にしたがう権利」——すなわち、「…各人が、自分のもっている・あらゆる力をふるって、自分自身の生命と四肢とを保存することができる、ということは、一つの・自然に基づく権利である」(“EoL.” 本章・II. 1), 参照), 「…自然にしたがう権利の・第一の土台であるものは、各人が、自分の生命と四肢とを、力の限り、防御する、ということである」(“DC.” 本章・II. 2), 参照)——は、“EoL.” にあっては §§. 7.–9., “DC.” においては §§. 8., 9. での・この「自然権」の〈内

容〉の〈分析〉をへて、いまや、「各人の・各物にたいする権利」(“*EoL.*” §. 11.), 「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」(“*DC.*” §. 12.), しかも、「各人」が「自然によって」もつところの「あらゆる事柄〔〈万事〉〕にたいする権利」(“*EoL.*”), 「自然」が「各人」に「与えている」・「万物〔〈万事〉〕ニタイスル権利」(“*DC.*”)にまで、高まった。

8) “*EoL.*”, “*DC.*”の立論が到達した・この「各人の・各物にたいする権利」・「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」と規定される「自由」・「自然権」が, “*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 4. に, 「各人が各人を敵とする戦争の身の上では」, 「各人は, 各物にたいして, 権利をもっている, お互いの身体にたいしてさえも」(E.), 「人間たちの・自然にしたがう身の上では, 万物〔〈万事〉〕にたいする・万人の権利が, 存在し, 人間の身体さえも除外されることはない」(L.)と語られる「権利」(“*Lev. (E. L.)*” prg. 1., 2.に規定された「自然権」の・集約した表現)と, 〈同一〉のものであることは, もはや, 言うまでもない。

9) そして, 〈自らの生命・身体・四肢の防御と保存〉とを「目的」とする・「手段」の「行使」, 「行為」の〈遂行〉, 〈能力〉の「使用」を, 〈行動〉と〈行動の仕方〉の観点から整序すれば, 「手段」の「行使」と, 「行為」の〈遂行〉と, 〈能力〉の「使用」との《無制限性》は, 一つには, 上記の「目的」のために, 「各人」が, 「意志するとおりに, 力を行使する」という・〈行動の仕方〉の《無制限性》・「自由」となり, 二つには, 「各人」の「判断力」と「理性」とに照らして, その「目的」にとって「いちばん適合した手段である, と心に抱く事柄であれば, どのような事柄でも, 行なう」という・〈行動の仕方〉の《無制限性》・「自由」となる。

これは, もはや, ほかでもなく, “*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 1. に規定されている・「自然権」の〈内容〉である。

10) さらに, このように“*EoL.*”, “*DC.*”から, “*Lev.*”に展開していく・「自然権」の〈内容〉は, くりかえせば, 最初に“*EoL.*”, “*DC.*”において,

「自然という性然性」に〈したがる〉ことの中に《根拠》をもっていたものであり、そして、最後に、「自然は、各人ニ、万物ニタイスル権利ヲ、与エテイル」ことと同義とされているものである（前出・6）、参照）。

とすれば、“*Lev.*”が、「自然権」を規定するさいに、「自然権」の「目的」について、「各人」が、「自分自身の生命を保存することを目的に」と語るに先んじて、「各人」が、「自分自身の自然にしたがることを目的に」と示しているのは、「自然権」の〈内容〉の・上記の《根拠》に照して、けだし当然のことである。（「第I部」。「第IV章」。I、『経済と経営』。18-1. 44-47 ページ、参照）。

11) こうして、上見の“*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. §§. 7.-10. “*DC.*” *Cáp. I.* § 8.-10. における・「自然権」の〈内容〉の分析と、その分析の帰結とは、“*Lev. (E. L.)*” にあつての・「自然権」の規定の《原型》をなすものである。

12) a) “*Lev. (E. L.)*” は、「自然権」を、一つの「自由」として規定し、そして、その「自由」を、「自然権」の〈内容〉にたいして「外部にある障害物が遠くに離れていること」として規定するのであるが、その「外部にある障害物」とは、「各人が各人に敵対する戦争」の・「各人」に内在する・〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉たる「自然権」を「抑圧・制圧」する「共同の力」（国家）である。

b) しかも、“*Lev. (E. L.)*” は、前出・2), b), iii) に示したとおり、「自らの生命の保存」を「目的」とする・「手段」の「行使」、「行為」の〈遂行〉、〈能力〉の「使用」における「自由」の〈根拠〉を、Chap. XIV. prg. 3. に記した「自然に基づく法」の内容の後半に、もっているのである。

c) ところが、“*EoL.*”, “*DC.*” は、「自然権」の〈規定〉は示していても、「自然権」と同義の「自由」については、その〈規定〉を語っては、いなかった。

その〈規定〉は、“*EoL.*”, “*DC.*” が「自然権」について与えている論示

を鍵とし、「自然権」の〈内容〉について自ら施した分析から、えられた・前見の・あの《無制限性》の中に、ある。

d) しかしながら、「各人」の《内部での無制限性》・「自由」を「抑圧・制圧」する「共同の力」の・しかし〈非存在〉という事態を考慮に入れた場合には、上の《無制限性》は、まさに“*Lev. (E. L.)*” prg. 2.に規定されているとおり、「自然権」の〈内容〉にたいして「外部にある障害物が遠くに離れていること」として、表現される以外にないことになる。

e) このようにして、“*Lev. (E. L.)*”における・「自由」の規定——再言すれば、「自然権」の〈内容〉にたいして「外部にある障害物が遠く離れていること」——は、実は、“*EoL.*”, “*DC.*”について知られた「自由」——「各人」の「自分自身の生命・身体・四肢の防御・保存」という・「自然権」の「目的」に〈適合〉した・「必要不可欠」な「手段」と、「手段」の「行使」と、「行為」の〈遂行〉と、〈能力〉の「使用」とにおける・「各人」の《内部での無制限性》（「自由」）が、その《無制限性》を「制圧・抑圧」する「共同の力」（国家）との〈対抗〉の中での表現なのである。

f) 上述したところは、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. prg. 2.に示される・「自由」の〈規定〉が、どのような意味をもつかを、うかがう・一つの手掛りである。

IV

1) a) “*Lev.*”にあつては、「各人が各人に敵対する戦争」は、ないしは「万人が万人に敵対する戦争」は、〈三つの・個別の原因〉から生起するものであり、あるいは、それらの〈個別の原因〉が帰着する〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉、すなわち、「各人」のもつ・「自然権」という「自由」から、生起するものである、とされている。

b) しかるに、“*EoL.*”, “*DC.*”の場合には、本章・前出・II. 1), f); k), v) に示したように、「自然権」ないし「各人の・各物にたいする権利」

は、“EoL.”においては、「お互いが加え合う暴力」の、“DC.”にあつては、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」の、〈共通の原因〉ではあるが、しかし、あくまで、上記の「暴力」、「意志」の・それぞれ〈三つの・個別の原因〉と〈不可分離〉に、〈共通の原因〉であるのであつた。

c) したがつて、さらに進んで「戦争」の生起の〈原因〉を示す時、“EoL.”は、「お互いが加え合う暴力」、ないし、それと同義の「人間というものの自然本性から発する・お互いにたいする攻撃性」と、「各人の・各物にたいする権利」とを合したものを、「戦争」の〈原因〉とし、“DC.”は、「相手に傷害を加えようとする・お互いの意志」ないしは「お互いに傷害を加えることへ向かつての・人間たちの・自然にしたがう傾き」と、「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」とを併せたものを、「戦争」の〈原因〉とするのである。

すなわち、“EoL.”は、「各人は、自然によって、あらゆる事柄にたいする権利をもつ」ことを論示した§. 10につづく§. 11. で、こう言う。

「第十一節。としますと、人間というものの自然本性から発する・お互いにたいする攻撃性に、各人の・各物にたいする権利が付け加えられる (is added) のですし、このこと〔付け加えられること〕によって、一方の人間は、権利をもって侵略し、他方の人間は、権利をもって抵抗するのですが、人間たちは、このことにより、絶え間のない・お互いにたいする疑心の中に暮すことになりすし、お互いにたいする先制攻撃の仕方に心を砕くことになるのですから、こうした・自然にしたがう自由の中にある人間たちの境遇は、戦争の境遇 (the estate of war) であります。なぜなら、戦争とは、実力をもって争い合おうとする意志と意図とが、語ないしは行為によって、十分に表明されている時間以外のなにものでもないからです」(Pt. I. Chap. 14. §. 11. pp. 72-73)。

また、“DC.”は、つぎのように述べている。

「第十二節。お互いに傷害を加えることへ向かつての・人間たちの・自然にしたがう傾きを、人間たちは、諸情念から、しかし、とりわけて、うぬぼ

れた・自分の力の評価から、引き出すのですが、あなたが、この傾きに、さらに、万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利を付け加えます (ádās. [アダース]) と、この〔付け加えること〕ことによって、一方の人間は、権利によって侵略し、他方の人間は、権利によって抵抗することになりますし、また、このところから、万人にたいする・万人の・絶え間のない疑念と警戒心とが起こってくるのですし、そしてまた、あなたが付け加えますのに、敵が、私たちに先制攻撃を加え私たちを圧伏する意図をもって侵略してくる場合には、乏しい人数を備えとをもってしては、敵を阻止することが、どれほど難しいか、ということをもってしますと、社会に結合する以前の・人間たちの・自然にしたがう境遇が、戦争であることは、否定されることができないのです。それも、単純な戦争ではありません。万人が万人を敵とする戦争 (béllum ómniū in ómnēs. [ベッルルウム・オムニウム・イン・オムネース]) なのです。なぜなら、戦争とは、力をもって戦い合おうとする意志が、語ないし行動によって、十分に表明されている・その時間以外のなにでありましょうか」(傍点は、原文イタリク。Cáp. I. §. 12. OL・II. pp. 165-166)。

d) ついで、*“EoL.”*、*“DC.”* は、「戦争」の〈共通の原因〉である「各人の・各物にたいする権利」、*「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」*としての「自然権」を立論の中心に据えて、〈自分自身にとっての・よいもの〉である・この「権利」にたいする〈欲望〉・〈欲求〉が、同時に、〈相互が加え合う死〉にたいする〈恐怖〉に充ち充ちた「戦争」の〈原因〉として、〈自分自身にとっての・わるいもの〉にたいする〈欲望〉・〈欲求〉である、という〈自己矛盾〉を挙示する。すなわち、

“EoL.” は、言う。「それゆえ、万人が万事にたいして自由をもち権利をもつ境遇 (the entate of liberty and right of all to all) という・そうした境遇の中に生きていこうと欲望する人間は、自己矛盾を犯しているのです (contradicteth himself)。なぜなら、各人は、自然にしたがう必然によって (by natural necessity)、自分自身の・よいものを欲望するのですが、その欲望に

は、この境遇は、相反する (contrary) からです。と申しますのは、私たちは、この境遇の中に、自然によって平等であり・お互いを打ち殺し合う力量をそなえている人々のあいだの闘いを、想定しているからなのです」(Pt. I. Chap. 14. §. 12. p. 73)。

また、“DC.”は。i) 「それゆえ、万人に万事が許されている (omnia liceant omnibus. [オムニア・リケアント・オムニブウス])・こうした境遇の中に留まることを好都合とする (cēnsúerit. [ケーンズウエリト]) ような人間は、誰であれ、自己矛盾を犯しているのです (contrādīcit sībimet ipsī. [コントラーディーイキト・スイビイメト・イブスィー])。なぜなら、各人は、自然にしたがう必然によって (nātūrālī necessitāte. [ナートゥーラーリー・ネケッスィターアテ])、自分にとっての・よいものを欲求するのですが、こうした境遇に自然に基づいて (nātūrālīter. [ナートゥーラーリテル]) 付随している・あの・万人が万人に敵対する戦争 (béllum ístud ómniūm cóntrā ómnes. [ベッルルウム・イストゥウド・オムニウム・コントラー・オムネース]) を、自分にとっての・よいものである、と見做すような人間は、誰ひとりとしていないからなのです」(Cáp.I. §. 13. OL・II. p. 166)。

そして、ii) “DC.”は、つづいて、こう加えている。

「そこで、お互いにたいする恐怖によって (mūtuō métū. [ムートゥウオー・メトゥー])、私たちは、こういう境遇から抜け出ることができる道 (exéundum. [エクスエウンドゥウム]) を、熟考し、また、かりに戦争をしなくてはならない場合にも、しかし、万人を敵にまわすこともなく、孤立無援ということもないように、仲間をえることができる道 (quærendōs sóciōs. [クゥァエレンドース・ソキオース]) を、熟考する (pūtemus. [プウテムウス])、ということが出てくるのです」(loc. cit.)。

e) 「各人の・各物にたいする権利」, 「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」, この「自然権」にたいする「欲望」・「欲求」という「情念」は、「自己矛盾を犯している」ものである、ととらえるのは、当然、「私たち」の「理

性」である。

しかし、「私たち」の・その「理性」は、「自然権」にたいする「欲望」・「欲求」を、「自己矛盾を犯している」ものと把握するがゆえに、同時にまた、この「自己矛盾」(とりもなおさず、「戦争という境遇」)「から抜け出すことができる道」、すなわち、〈平和をえることができる道〉、言いかえれば、「自分にとっての・よいもの」が同時に〈自分にとっての・わるいもの〉である「自己矛盾」を超えて成り立つ「自分にとっての・よいもの」に至る「道」を、「熟考」し、「私たち」「人間」に、その「道」を〈教示〉しないではないはずである。

f) はたして、“*EoL.*” は、Pt. I. Chap. 14. の最終・§. 14. で、言う。

「第十四節。けれども、人間たちの力の強さと、そのほかの・自然が与えております諸能力との平等から、想定されておりますのは、どのような人間も、敵対と戦争との境遇に留まっておりますあいだは、けっして、長い時期にわたりその力によって自分の生命を保存することを当人に保証するに十分な力をもつものではない、ということでありますから、それゆえ、理性(*reason*) が、各人に向かい、その人自身の・よいものを目的として、教示します(*dictateth*) のは、平和に到達する見込みがある限りは、平和を追い求めよ(*seek after peace*)、ということでありますし、また、その相手からはそうした平和が獲得されることができない相手にたいしては、自分自身の防衛を目的に、自分が確保することのできる・ありとあらゆる手段を用いて、自分自身の力を強めよ、ということであります」(傍点は、引用者。*EoL.* Pt. I. Chap. 14. §. 14. p. 74)。

g) ここに示された・「理性」の「教示」は、つぎに見る“*DC.*” にあってとひとしく、まさしく、“*Lev. (E. L.)*” Pt. I. Chap. XIV. に記される「理性〔理性が教える・「自然」〕の・一つの指図、ないしは、誰にでもあてはまる・一つの指針」を形づくる・「第一の・基本となる自然法」および「自然に基づく権利の眼目」と同一である。

h) i) そして, “*EoL.*” は, 「自然に基づく法」〔「自然法」〕を列挙する Pt. I. Chap. 15., Chap. 16. のうち, Chap. 15. にあって, 上記・f) の「教示」を与えるのが「理性」であることの根拠を示しながら, 重ねてその「教示」を記している。

「理性は, 情念に劣らず, 人間の自然本性に属するものでありますし, そして, 万人にあって同一であるのです。と言いますのは, 万人は, 自分たちが到達したいと欲望するもの, すなわち, 自分たち自身の・よいもの, に向かう道 (the way) へ導かれよう (to be directed), その道へ向けられよう ((to be) governed), という意志の点で, 合致するのですが, その道を示すのは, 理性の仕事 (the work of reason) であるからであります。ですから, 理性のほかに, 自然に基づく法〔「自然法」〕はありえませんが, それにまた, 平和が獲得されることが出来ます場合には, 平和への道を, しかし, 平和が獲得されることができません場合には, 防衛への道を, 私たちに言明する指示 (precept) 以外に, 自然にしたがう法の指示もありえないのです」(EoL. Pt. I. Chap. 15, §. 1. p. 75)。

本章・前出・II. 1), b), xvi) に見たように, 「理性」は, 「人間の自然本性」として, キケロも言うとおりに, 「自然」が「万人」に与えたものであり, かつ, 「自分たち自身の・よいもの」・「平和」, すなわち「自然という必然性」に〈したがう〉ところに成り立つ〈目的〉(「各人」の〈自分の生命の保存〉)に〈適合〉した〈手段〉であるもの, 言いかえれば, 「自分たち自身の・よいもの, に向かう道」・「平和への道」にかかわる〈正しい判断〉を下し, これを「指示」とするものである(「その道を示すのは, 理性の仕事である…」)。

なぜなら, 「理性」による〈判断〉の〈正しさ〉は, 「自然の必然性」に〈したがう〉ところに, 「自然」の〈第二の行動命令〉に〈服する〉ところに, 成り立つものであったからである。(本章・II. b), ix), 参照)。

ii) 上記の・“*EoL.*” に言われる・「理性」の「指示」・〈正しい判断〉を, 「正しい理性の教示」と言いかえて, “*DC.*” もまた, Cáp. I. 最終・§. 15.

で、おなじく、欄外に、「自然は、平和が追求されるべきである、と教示している」と記して、こう述べている。

「第十五節。けれども、力の・あの平等と、その他の諸能力の平等とに照らしますと、自然の境遇に置かれております人間には、自分の生命の保存が永続するものであるとは、予想することができないのです。それゆえ、平和を手に入れることのできる・なにらかの見込みの光が仄かに見える (êjus [pâcis] spês aliqua affûlserit. [エーユユウス [パーアキス]・スペーエス・アリクウア・アッフウルセリト]) 限りは、平和が追求されるべきである (quœrenda. [クウアエレンダ]), というのが、正しい理性の教示 (rēctœ ratiônis dictâmen. [レークタエ・ラティオーニス・ディクタアメン]) でありますし、平和を手に入れることができない場合には、戦力が追求されるべきである、というのが、正しい理性の教示であります」(傍点は、原文イタリク。DC. Cáp. I. §. 15. OL・II. p. 167)。

iii) 加えて記せば、前出・h), i) に見た・“EoL.”の規定とひとしく、“DC.”も、Cáp. II. Dē LĒGE NĀTŪRÆ CÍRCĀ CÓNTRACTŪS. [デー・レーエゲ・ナートウウーラエ・キルカー・コントウラクトウウス]。「契約にかかわる・自然に基づく法について」と、Cáp. III. DĒ LĒGIBUS NĀTŪRÆ RELÍQUĪS. [デー・レーギブウス・ナートウウーラエ・レリクウイース]。「残りの・自然に基づく諸法について」とのうち、前者・Cáp. II. §. 1. にあって、つぎのように語っている。

「それゆえ、法とは、ある・正しい理性であります。正しい理性は、魂の・他の・どの能力ないし情念にも劣らず、人間の自然本性の部分でありますところから、法は、また、自然にしたがう法〔「自然法」〕とも呼ばれるのです。それゆえ、自然にしたがう法〔「自然法」〕とは、これを定義するとしますと、正しい理性の教示でありまして、この教示は、生命と四肢との・できる限り永続する保存を目的として、行なうべき事柄、ないしは、行なわずにおくべき事柄に、かかわるものであるのです」(傍点は、「正しい理性の教

示」のほかは、原文イタリク。DC. Cáp. II. §. 1. OL · II. pp. 169—170)。

i) このようにして、“*EoL.*” にあって、「各人」にたいする・「理性」の「教示」の〈第一〉、ないしは、「理性」にほかならぬ「自然に基づく法」の (Chap. 15., 16. に先んずる叙述における) 〈第一〉のもの、また、“*DC.*” において、「正しい理性の教示」である「自然にしたがう法」の (Cáp. II., III. に先行する叙述にあっての) 〈第一〉のものは、「平和に到達する見込みがある限りは、平和を追い求めよ」、しかし、「その相手からはそうした平和が獲得されることができない相手にたいしては、自分自身の防衛を目的に、自分が確保することのできる・ありとあらゆる手段を用いて、自分自身の力を強めよ」 (“*EoL.*”) とする〈命令〉であり、ないしは、「平和を手に入れることのできる・なにかの見込みの光が仄かに見える限りは、平和が追求されるべきである」、しかしながら、「平和を手に入れることができない場合には、戦力が追求されるべきである」 (“*DC.*”) という〈要請〉である。

2) a) 上見・1), i) のように、“*EoL.*”, “*DC.*” における・いわば〈第一の自然法〉は、“*Lev. (E. L.)*” について言えば、「第一の・基本となる・自然に基づく法」と「自然に基づく権利の眼目」とから成る「理性の・一つの指図、ないしは、一つの指針」に相当するものであるが、まず、“*EoL.*” は、この・いわば〈第一の自然法〉を、「平和を造り出すことを眼目とする・自然に基づく法」とし、そこから、いわば〈第二の自然法〉を、〈帰結〉させるのである。

b) そして、これを〈帰結〉させる論理は——〈各人の・各物にたいする自然権〉の〈行使〉は、「戦争」を惹起させ、すなわち、「平和を造り出すことを眼目とする・自然に基づく法にそむく」。ゆえに、「各人」は、上記の「自然権」を、「わが身から引き離せ」、ということが、「自然に基づく法の・一つの指示」である——というものである。

すなわち、前出・1), h), i) に引用した・“*EoL.*” Pt. I. Chap. 15. §. 1. の叙述につづく §. 2. の記述の冒頭に、こう示されている。

「第二節。でありますから、自然に基づく法〔自然法〕の一つの指示は、各人は、自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離せ (*everyman divest himself of the right to all things by nature*), というこの指示であります。なぜかと言えば、別々の人間が、ほかの万事にたいしてばかりでなく、お互いの身柄にたいしても (*but to one another's person*), 権利をもっております場合、それらの人間が、その権利を行使しますならば、その権利の行使によって、一方の側には侵略が起こり、他方の側には抵抗が起こりますが、これが、戦争であるからでありますし、それゆえ、各人が、万事にたいする権利をもっていることは、平和を造り出すこと (*making peace*) を眼目とする・自然に基づく法にそむくものであるからです」(傍点は、引用者。EoL. Pt. I. Chap. 15. §. 2. p. 75)。

c) 上掲の“EoL.”の叙述に現われる一つには、いわば〈第一の自然法〉を、「平和を造り出すことを眼目とする」ものとする把握、二つには、かかる〈第一の自然法〉から、いわば〈第二の自然法〉、すなわち、「各人」は、「万事にたいする権利」(「自然権」)を、「わが身から引き離せ」を、〈帰結〉させる手法、そして、三つには、その〈帰結〉の論理——これらを、“EoL.”よりもさらに明快に、さらに精細に、しかも、上記の「わが身から引き離せ」を、より正確に、すなわち、「自然権」は「移譲されなくてはならず、ないしは、譲り渡されなくてはならない」と規定して、記述しているのが、前出・1), h), iii) に示した“DC.” Cáp. II. §. 1. の論述につづく・§. 2., §. 3. の文章である。すなわち、

「第二節。ところで、第一の・そして基本となる・自然による法 (*prīma ... et fundāmentālis lēx nātūrā*. [プリーィマ・…エト・フンダーメンターァリス・レーェクス・ナートゥーラー]) は、平和を手に入れることができる場合には、平和は追求されなくてはならない ((*quœrendam esse pācem*. [クウァエレンダム・エッセ・パーァケム])。平和を手に入れることができない場合には、戦力が追求されなくてはならない、であります。と申しますのは〔な

にゆえに、「第一の・自然による法」と規定するのか、その根拠は、の意)、先行章 [Cáp. I.] の最終節 [§. 15. (前出 1), h), ii), 参照)] で私が示しましたのは、上の指示は、正しい理性の教示である、ということでありました。しかるに、正しい理性の諸教示が、自然にしたがう諸法(諸「自然法」)であることが、たったいま、上で [Cáp. II. §. 1. (前出・1), h), iii), 参照)], 定義されたのです。そこで、第一の、とは、ほかの・自然にしたがう法が、この・第一の・自然にしたがう法から導き出されたもの(dērivātæ.[デーリーウァータエ], [〈帰結〉せしめられたもの]) であるからでありますし、そして、それらの・ほかの自然法が、あるいは平和を獲得すべき道(víae.[ウィアエ]) を、あるいは防衛を獲得すべき道を、指示する(præcípiunt.[プラエキピウント]) からであります。

第三節。ところで、上の・基本となる・自然にしたがう法から導き出されました・自然にしたがう諸法の一つは、万人の・万事にたいする権利は、保持されてはならない (retínendum nōn ésse. [レティネンドゥム・ノーオン・エッセ]), 諸権利は、ことごとく、移譲されなくてはならず (jūra quóedam trānsférenda … ésse. [ユーウラ・クウアエダム・トラーンスフエレンダ・…エッセ]), ないしは、譲り渡されなくてはならない (vel relínquenda ésse. [ウェル・レリンクウエンダ・エッセ]), というものであります。なぜなら、各人が、万事にたいする・各自の権利を保持しておりますならば、必然に帰結しますのは、一方は、権利に基づいて侵略し、他方は、権利に基づいて防衛する、ということであるからであります。と言いますのは、各人は、自分の身体をも、身体を養うのに必要不可欠な物をも、自然に基づく必然にしたがって (necessitâte nātūræ.[ネケッスイターァテ・ナートウラエ]), 防衛しよう、と努力するものでありますし、ゆえに、戦争が、帰結するからなのです。このようにして、誰であれ、万事にたいする・自分の権利を譲渡しない (nōn dēcêdat. [ノーオン・デーケーエダト]) 人は、平和の指針にそむいている、すなわち、自然に基づく法にそむいていることになるのです」(傍点

は「平和の指針」を除き、原文イタリク。OL・II. p. 170)。

3) ところで、ここで、まず吟味すべき事柄は、下記・iv) の把握の根拠たる論理である。

a) i) 前出・1), i) に要約したとおり, “EoL.” における・〈第一〉の「理性」の「教示」, ないし, いわば〈第一〉の「自然に基づく法」は, 「平和に到達する見込みがある限りは, 平和を追い求めよ」, しかし, 「その相手からはそうした平和が獲得されることができない相手にたいしては, 自分自身の防衛を目的に, 自分が確保することのできる・ありとあらゆる手段を用いて, 自分自身の力を強めよ」であって, この・いわば〈第一の自然法〉の〈内容〉は, 明らかに〈分岐〉しているものである。

ii) 〈内容〉の・この〈分岐〉は, “DC.” においても, 同一であって, すなわち, 再言すれば, いわば〈第一の自然法〉は, 「平和を手に入れることができる・なにらかの見込みの光が仄かに見える限りは, 平和が追求されるべきである」。しかしながら, 「平和を手に入れることができない場合には, 戦力が追求されるべきである」というものであった。

この・〈分岐〉した〈内容〉は, 前記・2), c) に引用したところにも, そのまま現われている。

iii) そして, 前・2), b) に見たとおり, “EoL.” にあって「平和」を造り出すことを眼目とする・自然に基づく法」と言われたものと, 2), c) に記したように“DC.” において, 「平和の指針」と等置されている「自然に基づく法」とは, 上記の・いわば〈第一の自然法〉以外のものではないのである。

iv) そこで, 生ずる問題は, “EoL.”, “DC.” にあって, 〈内容〉の〈分岐〉した・いわば〈第一の自然法〉, すなわち, 「平和」が獲得されえない場合には, 「自分が確保することのできる・ありとあらゆる手段を用いて, 自分自身の力を強めよ」, あるいは, 「戦力が追求されるべきである」という・〈第二〉の〈内容〉部分を含む・この〈自然法〉が, なにゆえに, 「平和を造り出すこ

とを眼目とする」と把握され、ないしは「平和の指針」と等置されるのか、であり、その根拠となる論理は、いかなるものか、である。

b) その論理は、つぎのものでなくてはならない。

i) 上記の・〈第二〉の〈内容〉部分は、言うまでもなく、「各人の・各物にたいする権利」・「万人の・万物〔〈万事〉〕にたいする権利」（「自然権」）を〈共通の原因〉とする「戦争という境遇」の〈継続〉を「指示」するものである。

ii) しかるに、「戦争」の〈共通の原因〉である・上記の「権利」・「自然権」への「欲望」・「欲求」が、前見・1), d) のように、「自己矛盾を犯している」ものである、ということは、「戦争」それ自体が、「自己矛盾」であることを、意味するものにほかならない。

iii) 「自己矛盾」としての「戦争」は、「各人」の「自分にとっての・わるいもの」たる〈相互に加え合う死〉にたいする「恐怖」（「お互いにたいする恐怖」）という「情念」を、〈必然に〉、「各人」の中に生まずにはいないものである。

iv) この・「お互いにたいする恐怖」の「情念」は、「各人」を、「平和を追い求めよ」、「平和が追求されるべきである」とする・〈第一〉の〈内容〉部分に、これまた〈必然に〉、〈したがわしめずには、おかない〉。

v) ということは、いわば〈第一の自然法〉の・〈分岐〉の中にある・〈第二〉の〈内容〉部分は、自らが生じさせる・上記の「情念」によって、〈第一〉の〈内容〉部分に、〈必然に〉〈転換し消滅せざるをえない〉、ということである。

c) 上述の論理によって、〈内容〉の〈分岐〉は消え、残るのは、〈第一〉の〈内容〉部分のみであり、すなわち、〈第一〉の「自然に基づく法」は、「平和を追い求めよ」、「平和が追求されるべきである」という〈内容〉のみとなり、まさしく、「平和を造り出すことを眼目とする」もの、「平和の指針」と等置されるものとなる。

- d) 上記の論理は, “*Lev. (E. L.)*” についてもまた, 妥当する。すなわち,
- i) “*Lev.*” の場合にも, Chap. XIV. E. L. prg. 4. に示される「理性〔理性によって見いだされされた・「自然」〕の・一つの指図, ないしは, 一つの指針」は, <分岐> した・二つの <内容> から成るものであり, その <内容> は, 一つには, 第一の・「基本となる自然に基づく法」(E.), 「第一の・自然に基づく法」(L.) (すなわち, 「平和ヲ追求セヨ, ソシテ, ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」) であり, 二つには, 「自然に基づく権利の眼目」(E.), 「自然にしたがう権利の眼目」(L.) (すなわち, 「私タチニデキル・アラユル手段ヲ使ッテ, 私タチ自身ヲ防衛スルコト」(E.), 「アラエルカトアラユル方法トニヨッテ自分自身ヲ防衛スル権利ガ, 各人ニハ, アルコト」(L.)) である。
- ii) がしかし, 論理の上から言えば, 「自然に基づく権利の眼目」は, <分岐> の中に <留ることができない> ののである。

なぜなら, 「各人」は, この「自然に基づく権利」によってこそ, <必然に>, 「死にたいする恐怖」, その他の諸「情念」に駆り立てられる「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」に陥り, それゆえ, これまた <必然に>, 「第一の・基本となる・自然の法」という・「理性」の「指図」・「指針」, すなわち, 「理性」が「教示」する <行動の仕方> に, <服さざるをえない> のであり, すなわち, 「平和ヲ追求」し, 「ドコマデモ平和ヲ追跡」する <行動> を <とらざるをえない> からである。

iii) こうして, 「自然に基づく権利の眼目」は, <自らが生み出す> 諸「情念」ゆえに, 「平和ヲ追求セヨ, ソシテ, ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」と「指示」する「第一の・基本となる・自然にしたがう法」へ, <転換し解消せざるをえない> 運命にあるのであり, 「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」にある「人間」にとって, 残るものは, 実は, ひとり, 上の「自然にしたがう法」のみである, とするのが, 論理による帰結である。

iv) 上記・ii), iii) を裏書きするのが, “*Lev. (E. L.)*” Chap. XIV. に先行する Chap. XII. の・最終から第二の prg. 13. および, 最終・prg. 14. に記

された立論である。すなわち、

——「各人が各人に敵対する戦争」という・「人間」の「惨めな身の上」にも、「そこから抜け出す・ある力が、つきまとっているのであって、その力は、一つには、諸情念であり、一つには、人間の理性である」(prg. 13.)。

——ところで、「人間たちを平和に向かわせる諸情念は、死にたいする恐怖」、ならびに、「便宜・快適な生活をおくるのに必要不可欠な・そうした物にたいする欲望」、および、「自分たちの勤労〔労働〕によって、そうした物を確保することができる、という見込み」である。

——ところで、「理性は、平和にとって適切な諸指示を勧告してくれる」のであって、人間たちは、「これらの諸指示にたいする同意へ引きずられていくことができるのである」。これらの「諸指示が、別名、自然に基づく諸法と呼ばれるものである」。(prg. 14.)。

v) 上掲の・prg. 13. と、とくに prg. 14. との表現からするならば、「各人が各人に敵対する戦争」という「惨める身の上」にある「人間」〈すべて〉が〈平和に向かう〉その〈行動〉の〈強力な原動力〉は、上記の諸「情念」であり、そして、その〈行動の仕方〉について〈強力な牽引力〉をもつ諸「指示」を「勧告」するのが「理性」である。

したがって、あの「理性の・一つの指図、ないしは、…一つの指針」のうち、〈第二〉の〈内容〉部分（「自然に基づく権利の眼目」）は、〈必然に〉、〈第一〉の〈内容〉部分（「第一の・基本となる・自然にしたがら法」）の中に、〈解消せざるをえない〉のである。

vi) すなわち、「戦争」の「身の上」にある「人間」は、まず、この「身の上」に〈内在する要因〉たる諸「情念」を〈原動力〉として〈平和に向かう〉〈行動〉を、〈必然に〉とらざるをえない。

がしかし、「情念」のみを〈原動力〉として〈行動〉する人間は、〈行動の仕方〉について〈盲目〉である。

それゆえ、ここに働き出て、〈行動の仕方〉を「指示」することを求められ

るのが、「理性」である。

「戦争」の「身の上」にある「人間」は、この・二つの「力」によって、「平和」の〈追求〉に、〈転換せざるをえない〉のである。

この・〈弁証法的転換〉の〈必然性〉を語っているのが、前見のとおり、「各人が各人に敵対する戦争」という・「人間」の「惨めな身の上」にも、「そこから抜け出す・ある力が、つきまとっているのであって、その力は、…」と述べられる文章である。

vii) こうして、“EoL.”、“DC.”について分析された論理が、“Lev. (E. L.)”にあっても妥当することが、しかも、傍証を伴って、知られるのである。

e) ただ、“EoL.”、“DC.”にあっては、いわば〈第一の自然法〉の、“Lev.”においては、「理性の…一つの指図、ないしは、…一つの指針」の・〈第二〉の〈内容〉部分が、〈第一〉の〈内容〉部分に、〈必然に〉〈解消〉するにしても、しかし、のちに見るとおり、「各人」が、〈相互に、同時に〉、自然権を、第三者に〈移譲〉ないし〈譲渡〉する時までは、〈第二〉の〈内容〉部分が、成立していなければならない。

これは、「自然という必然性」に〈したがうこと〉としての・「理性」の「教示」であり「指図」、「指針」であることは、言うをまたない。

f) i) 上記の・〈時までは〉という〈条件〉と表裏の関係にあるのが、“EoL.”、“DC.”、“Lev.”に共通な「戦争」の規定である。「戦争とは、実力をもって争い合おうとする意志と意図とが、語ないしは行為によって、十分に表明されている・その時間 (that time) 以外のなにものでもない…。そして、戦争ではない時間が、平和である」(“EoL.”)。「そもそも、戦争とは、力を用いて争い合おうとする意志が、語と行ないによって、十分に表明されている・その時間以外のなにであらうか。それ以外の時間が、平和と呼ばれるのである」(“DC.”)。「…戦争とは、…戦闘行動によって争い合おうとする意志が、十分に知られた・時間の・ある経過 (a tract of time) である」(“Lev. E.”)。「もとより、戦争の本性は、…武力をもって生死をかけて戦おうとする

意志が、明白でありつづける・時間の・ある経過 (tráctus áliquis témporis. [トゥラクトゥウス・アリクゥイス・テムポリス]) である。…ところで、戦争の行なわれない時間〔の経過〕が、平和である」(“Lev.” L.)。

ii) しかしながら、すでに見た論理にしたがって、〈第二〉の〈内容〉部分は、〈必然に〉、〈解消に向かう〉のであり、すなわち、「各人」は、「理性の…一つの指図、ないしは、…一つの指針」の、また、いわば〈第一の自然法〉の、〈第一〉の〈内容〉部分(「平和ヲ追求セヨ、ソシテ、ドコマデモ平和ヲ追跡セヨ」(“Lev. (E. L.)”, 「平和ヲ追イ求メヨ」(“EoL.”), 「平和が追求サレナケレバナラナイ」(“DC.”))に、〈必然に〉、〈服し、したがう〉ことへ、〈向かわざるをえない〉。

そして、「各人」が、“Lev. (E. L.)”のいう「第二の自然法」にしたがう「契約」によって「各自の「自然権」を、〈相互に、同時に〉、〈第三者〉に〈移譲〉・〈譲渡〉する時、〈第二〉の〈内容〉部分は、ついに〈解消〉して、「戦争」という「時間の経過」は尽き、「戦争の行なわれない時間〔の経過〕」すなわち「平和」が、始まるのである。

4) a) さて、上述・3)のように、“EoL.”, “DC.”にあっての・いわば〈第一の自然法〉の、また、“Lev.”での「理性の…一つの指図、ないしは…一つの指針」の、それぞれの〈第二〉の〈内容〉部分が、前見の論理によって、〈第一〉の〈内容〉部分に〈転換し解消する〉ことが〈必然〉である、ということは、“Lev.”における「第二の・自然に基づく法」(〈第二の自然法〉)——想起すれば、「ホカノ人間タチモマタ、進ンデ、ソノヨウニスル〔自らのもつ・「万事にたいする権利」・「自然権」という「自由」を、「進んで」〈第三者〉に〈手渡す〉〕場合ニハ、人間ハ、誰シモ、自分デ考エテ、自分自身ノ平和ト防衛トニトツテ必要不可欠デアルト思フ時ニハイツ何時デモ、アノ・万事ニタイスル権利ヲ、進ンデ、〔第三者ニ〕手渡セ」——に含まれている〈条件〉(再言すれば、「ホカノ人間タチモマタ、進ンデ、ソノヨウニスル場合ニハ」)が、〈偶発的な条件〉ではない、ということを示唆するものである。

すなわち、「ホカノ人間モマタ、進ンデ、ソノヨウニスル場合ニハ」と示される・その「場合ニハ」とは、「進ンデ、ソノヨウニスル」「ホカノ人間」が、〈偶然に〉出現することを、意味するものではないのである。

b) i) なぜなら、前出・3) に分析した論理にしたがえば、「各人が各人に敵対する戦争」という「惨めな身の上」にある「人間」〈すべて〉は、諸「情念」という・〈平和に向かう〉〈行動〉の〈強力な原動力〉と、〈「理性」が「勧告」する〈強力な牽引力〉をもつ・〈行動の仕方〉の「指示」——この・二つの「力」によって、〈必然に〉、〈平和ヲ追求シ、ドコマデモ平和ヲ追跡スル〉以上、かかる「人間」〈すべて〉が、上記の「戦争」の〈単一・かつ根本にある・共通の原因〉たる・各自のもつ「万事にたいする権利」(自然権)を、わが身から〈除去〉する、という〈行動の仕方〉をとるのは、〈必然〉のことである。

ii) しかるに、「自然権」をわが身から〈除去〉するという〈行動の仕方〉は、「人間」〈すべて〉が、自らの「自然権」を、〈第三者〉に〈手渡ス〉、という以外に、存在しえないことを、「理性」は「教示」しているはずである。

iii) とすれば、「人間」〈すべて〉の・ある部分である「ホカノ人間タチ」にあっても、「自然権」を〈第三者〉に〈手渡ス〉ことは、もはや、〈偶発的〉な〈行動の仕方〉であるはずはなくて、〈必然的〉な・〈たった一つ〉のものである。

この〈必然性〉ゆえに、“Lev.”は、「ホカノ人間タチモマタ、進ンデ…」と表現したのである。

iv) こうして、“Lev.”が示す「第二の自然法」に含まれている〈条件〉は、前見の論理に基づいて、〈必然的條件〉である、としなければならない。

c) しかし、ここに生ずる問題は、——では、“Lev.”は、なにゆえに、かかる〈必然的條件〉をおいたのであるか——である。

なぜなら、この〈条件〉は、それが〈必然的〉である以上、「各人が各人に敵対する戦争」という「惨めな身の上」にある「人間」の〈すべて〉は、「進

ンデ」, 自らのもつ「自然権」を, <第三者> に <手渡し> するはずであり, それは, <条件> の <不要> を, 意味するものであるからである。

d) だが, この場合に, 「平和を造り出すこと」のために <必要不可欠> であるのは, 「自然権」が, 「人間」<すべて> から, 《同時に》, <第三者> に <手渡し> されることである。

なぜなら, この・<手渡し> の《同時性》の欠落は, 「戦争」の「身の上」の <継続> を, 結果するからである。

「第二の自然法」の <条件> 付帯の根拠を語る・“Lev.” 中の叙述が言わんとしたのは, むしろ, <手渡し> の《同時性》の <必要不可欠性> と, その根拠とである。

すなわち, 「…しかし, 自分がするのと同じように, ほかの人間たちが, 自分の権利を〔第三者に〕手渡すことを意志することがなければ, その場合には, どのような人間にせよ, 自分の権利をわが身から引き離す理由はないからである。と言うのは, そのようなことをするのは, 自分自身を平和へ向けることであるよりは, むしろ, わが身を餌食にしてしまうことであるし (なんびとにも, わが身を餌食にする義務は, ないからである。…)」(「第V章. IV. 71 ページ, 参照. E.) (L. 「しかしながら, もし, ほかの人間たちが, 万事にたいする・自分の権利を〔第三者に〕委託することを拒むのであれば, 各人もまた, [万事にたいする・] 自分の権利を〔第三者に〕委託するように拘束されることは, ない。さもなければ, 各人は, 平和を追跡している, と見做されるよりは, むしろ, わが身を, ほかの人間の餌食として投げ出す, と見做されるのであって, わが身を, ほかの人間の餌食として投げ出すことは, 自然が求めてはいない事柄なのである」(Lev. Cáp. XIV. prg. 5. OL・III. p. 103))。

e) ところが, <第三者> に <手渡し> されるべき「自然権」は, あくまで「各人」のものである。

それゆえ, 「平和を造り出すこと」にとって <必要不可欠> であるのは, 「各

人」〈すべて〉が、〈第三者〉への・各自の「自然権」の〈手渡し〉において、《同時性》をえることである。

f) しかるに、〈必要不可欠〉である・〈手渡し〉の《同時性》は——〈任意〉の「各人」が、「進ンデ」、自らの「自然権」を〈第三者〉に〈手渡ス〉ことを、〈条件〉として、〈他の・すべて〉の「各人」が、その〈条件〉と「同一の事柄」(自らの「自然権」の・〈第三者〉への〈手渡し〉)へ、「進ンデ」〈自己を拘束する〉・この〈自己拘束〉の・しかし、〈任意〉の「各人」と〈他の・すべて〉の「各人」とのあいだの《相互性》による以外には——保証されえないのである。

g) そして、上記・f) こそが、(「第VI章」。I-V. 『経済と経営』。18-1. 75-83 ページ, 参照), “Lev.” に示される・〈条件〉を付された「第二の自然法」の論理であった。

h) それゆえ、〈条件〉の〈必然性〉は、「第二の自然法」の論理を、いささかも、傷けるものではない。

i) いな、〈条件〉が〈必然的〉であればこそ、「第二の自然法」の・この〈論理を表現している〉「契約」によって、「平和」の〈創出〉, 即, 「国家」の「産出」が、〈必然に〉成就しうるのである。

j) 〈条件〉が〈偶発的〉なものであれば、「契約」も〈偶発的〉となり、「平和」の〈創出〉・「国家」の「産出」も〈偶発的〉となる。それは, “Lev.” における・ホブズの・政治哲学を含む社会哲学の体系の核心部分が, 成立しえないことにほかならない。

k) こうして, “Lev.” が語る「第二の自然法」に含まれる〈条件〉は, 〈必然的條件〉でなくてはならず, しかし, 前見の論理によって, まさしく〈必然的條件〉なのである。

5) そこで, 吟味を, 前見・2), a), b), c) の・“EoL.”, “DC.” における・いわば〈第二の自然法〉——想起すれば, “EoL.” にあっては, 「自然に基づく法の・一つの指示」として, 「各人は, 自分が, 自然によって万事に

たいしてもっている権利を、わが身から引き離せ」と言われ、“DC.”においては、「基本となる・自然にしたがう法から導き出された・自然にしたがう諸法の一つ」として、「万人の・万事にたいする権利は、保持されてはならない。諸権利は、ことごとく、移譲されなくてはならず、ないしは、譲り渡されなくてはならない」と示され、——一言でいえば、「各人」は、自らの「自然権」を、余すところなく、〈第三者〉に〈前渡せ〉と命ずる・いわば〈第二の自然法〉——に移せば、この〈自然法〉は、“Lev.”が示す「第二の自然法」に、〈似て、まったく、非なるもの〉である。

a) なぜなら。i) “Lev.”に言われる「第二の自然法」は、前出・4), a) に再記した内容の〈条件〉を、含むものであった。(「第V章」。IV. 『経済と経営』。18-1. 71 ページ, 参照)。

ii) そして、この〈条件〉の付帯こそ、“Lev.”における「第二の自然法」の〈論理〉を構成するものであることは、付記された・「第二の自然法」の〈言いかえ〉により、また、援用された「福音の掟て」と「万民法」とにより、さらに加えて、前出・4), d), に記した・〈条件〉付帯の根拠を示す叙述によって、確証されるところであった。(「第VI章」。I-V. 『経済と経営』。18-1. 76-83 ページ, 参照)。

iii) そして、その〈論理〉とは——「ホカノ人間タチモマタ、進ンデ」, 「平和」の〈創出〉「国家」の「産出」のために、自らのもつ「各人の・各物にたいする権利」(「自然権」という「自由」を、〈第三者〉に〈手渡す〉, という〈条件〉が存在する場合には、「人間ハ、誰シモ」, すなわち、「人間」〈すべて〉が、この〈条件〉と〈同一の事柄〉(自らの「自然権」の・〈第三者〉への〈手渡し〉)へ、〈相互に〉, 〈自己を拘束する〉——というものであり、(「第VI章」。III. 79-80 ページ, 参照), しかし、より精密に言えば、〈相互に〉〈自己を拘束する〉とは、前出・4), f) に述べたとおり——〈任意〉の「各人」が、「進ンデ」, 自らの「自然権」を〈第三者〉に〈手渡す〉ことを〈条件〉として、〈他の・すべて〉の「各人」が、その〈条件〉と〈同一の事

柄〉へ、「進ンデ」〈自己を拘束する〉さいの・〈任意〉の「各人」と〈他の・すべて〉の「各人」とのあいだの〈相互性〉が、「各人」〈すべて〉にわたる・〈自然権〉の〈手渡シ〉の《同時性》を、保証する——ということ、意味するものであった。

そして、この《同時性》こそが、「平和」の〈創出〉、即、「国家」の「産出」を、〈必然〉ならしめるものなのである。

iv) 加えて、この・「第二の自然法」の〈論理を表現している〉「各人が各人と交す契約」、すなわち、「私」が、「自然権」を〈第三者〉に〈手渡ス〉（「譲渡」・「移譲」する）のは、「君ガ、私ト同ジヨウニ」、「同ジ者ニ」、「自然権」を〈手渡ス〉（「譲渡」する）という「条件デ、デアリマス」という〈内容〉の「契約」である。（「第VI章」。IV.『経済と経営』。18-1. 80 ページ。「第VII章」。『経済と経営』。18-2. 55-90 ページ、参照）。

b) ところが、こうした・“Lev.”の「第二の自然法」にひきかえ，“EoL.”，“DC.”に示されている・いわば〈第二の自然法〉は、いずれも，“Lev.”に言われる「第二の自然法」に含まれる〈条件〉を、欠いているのである。

c) そして、この〈条件〉の欠如から帰結するのは、以下の事柄である。

i) イ) 「各人」が，“EoL.”，“DC.”の・いわば〈第二の自然法〉に服して、あの〈条件〉を欠くままに、「自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離」すこと、あるいは、「万人の・万事にたいする権利」を「保持」しないために、「諸権利」を「ことごとく、移譲する」こと、ないしは「譲り渡す」ことは、

ロ) “Lev.”に見える・〈条件〉付帯の根拠を挙示した文言（前出・4）、d)) にしたがえば、「自分がするのと同じように、ほかの人間が自分の権利を〔第三者に〕手渡すことを意志しない」「その場合には」、「自分の権利を自分から手放す」ことは、「自分自身を平和に向けることであるよりは、むしろ、わが

身を餌食にしてしまうことであり、

ハ) そして、「なんびとにも、わが身を餌食にする義務は、ない」のであり、また、上記の事柄は、「自然が求めてはいない事柄である」以上、

ii) 前見の〈条件〉の欠如によって、「各人」は、「防衛への道」に進むべきであり、すなわち、「各人」によって「戦力が追求されるべきである」のである。

すなわち、〈条件〉の欠如は、「各人」を、「戦争の境遇」に、ないしは、「戦力が追求されるべき」状況に、突き進ませるものに、ほかならない。

iii) こうして、“EoL.”、“DC.”のいわば〈第二の自然法〉は、イ) “Lev.”の「第二の自然法」が含む〈条件〉を欠いているがゆえに、

それが「指示」しているのとは正反対の事柄を「各人」に「指示」している、すなわち、〈…権利を、わが身から引き離してはならない〉、〈…権利は、保持されなくてはならない〉、〈権利は、なに一つ、移譲されてはならない、譲り渡されてはならない〉と「指示」している、とりもなおさず、「戦争」を、ないしは〈戦力の追求〉を、「指示」しているのである。

iv) しかるに、このいわば〈第二の自然法〉は、いわば〈第一の自然法〉、すなわち、「平和を造り出すことを眼目とする」〈自然法〉、ないしは「平和の指針」である〈自然法〉、から、「導き出された」ものであってみれば、当然、自らもまた、「平和を造り出すことを眼目とする」〈自然法〉であり、また「平和の指針」である〈自然法〉であるのでなくてはならない。

v) とすれば、このいわば〈第二の自然法〉は、「平和を造り出すことを眼目とする」〈自然法〉であると同時に、〈戦争を造り出すことを眼目とする〉〈自然法〉でもあることになる。また、「平和の指針」たる〈自然法〉であると同時に、〈戦争の指針〉である〈自然法〉でもあることになる。

vi) いうまでもなく、これは、「自己矛盾」であるが、この「自己矛盾」は、上の〈自然法〉が、“Lev.”の「第二の自然法」に含まれている〈条件〉を欠くところから、由来するのである。

vii) そして、この〈自然法〉が、「自己矛盾」であるとは、かかる〈自然法〉は、〈自然法〉であり、かつ、同時に、〈自然法〉たりえない、ということにほかならない。

d) こうして、“*EoL.*”, “*DC.*” にあっての・いわば〈第二の自然法〉は、“*Lev.*” における「第二の自然法」に、文字どおり、〈似て非なる〉ものであり、〈自然法〉たりえないものである。

e) 「第七章」。III. 9), d); V. b), ii) で、“*EoL.*”, “*DC.*” のいずれもが、“*Lev.*” の「第二の自然法」に相当するものを欠いている、としたのは、(『経済と経営』。18-2. 73, 87 ページ, 参照), 上述したところを、理由とする。

f) こうして、“*EoL.*”, “*DC.*” の段階における・ホブズ政治哲学体系の中核部分における・致命的な〈論理上の・第一の難点〉は、前述・c) にある。

g) しかも、この〈第一の難点〉は、すでに「第七章」に示したとおり、〈論理上の・第二の難点〉——すなわち、“*EoL.*”, “*DC.*” が、「融合体〔国家〕」の「造出」を齎らすものとしている「契約」は、「契約」として〈成立しえない〉という難点——に、導く。

h) いな、そればかりではない。あの〈条件〉の欠如は、次・V. に見る・〈第三〉、〈第四〉の〈論理上の難点〉を生じさせるものでもある。

V

1) a) さて、“*EoL.*” は、Pt. I. Chap. 15. §. 2. で、また、“*DC.*” は、Cáp. VI. §. 3. で、本章・前・IV. 2), 以下に吟味した・いわば〈第二の自然法〉——再言すれば、「…自然に基づく法の・一つの指示は、各人は、自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離せ」 (“*EoL.*”), 「…基本となる・自然にしたがう法から導き出された・自然にし

たがう諸法の一つは、万人の・万事にたいする権利は、保持されてはならない。諸権利は、ことごとく、移譲されなくてはならず、譲り渡されなくてはならない、というものである」(“DC.”)——を示したあと、“Lev.”とひとしく、「他人への・権利の移譲」に論を移し(“EoL.” §§. 3.-7.; “DC.” §§. 4.-8.), したがって、「契約(CONTRACT.(“EoL.”), CÓNTRACTUS.[コントクトゥウス] (“DC.”))」と「信約(COVENANT.(“EoL.”), PÁCTUM.[パクトゥウム] (“DC.”))」とを論じ(“EoL.” §§. 8.-10.; “DC.” §§. 9.-11.), さらに、「契約」・「信約」をめぐる諸問題に論及して、各・Chap. 15., Cáp. II. を終っている。

しかし、ここに示される「契約」・「信約」は、“Lev.” にあってと同じく、「国家」を「産出」する「契約」とは、まったく、無縁である。(「第VII章」。III. 3), d) ~ 4)。『経済と経営』。18-2. 65-67 ページ、参照)。

b) つぎに、“EoL.” Pt. I. Chap. 16, Chap. 17. と、“DC.” Cáp. III. とが論述するのは、“Lev.” Pt. I. Chap. XV. 「その他の・自然に基づく諸法について」に列挙された・十七の「自然法」に類する内容の諸「自然法」であって、ここに挙げられる「自然に基づく諸法」は、“EoL.” においては、“Lev.” の場合とひとしく、十七であり(Chap. 16. §§. 1.-13. に八, Chap. 17. §§. 1.-11. に、九)、“DC.” では、先行の Cáp. II. §. 3. に示された・いわば〈第二の自然法〉を、「導き出された・自然に基づく諸法」の〈第一〉としているため、Cáp. III. §§. 1.-25. に、「第二」から「第二〇」まで、すなわち十九が、論示されている。

(ここに挙げられている諸「自然法」の・個々の内容については、本章では立ち入らない。

“Lev.” Pt. I. Chap. XV. の諸「自然法」を、キケロの所論と関連させて扱う後出章で、併せてふれることになる)。

2) ただ、本章で吟味しておくべきは、“EoL.”, “DC.” がともに、上記の諸「自然法」を挙げたのちに、記している・いわばエピロゴスとしての〈自

然法論〉である。

a) と言うのは。上に示したように, “EoL.” は, Chap. 16. と Chap. 17. とにおいて, また, “DC.” は, Cáp. III. にあって, それぞれ前掲の数のく「自然法」を挙示したあと, “EoL.” は, Pt. I. Chap. 19. §. 2. において, “DC.” は, Cáp. V. DE CÁUSIS ET GENERATIÓNE CÍVITÁTIS. ([デー・カウスイース・エト・ゲネラーティオーネ・キーウィターアティス]。「国家の目的と, 産出とについて」) の§. 2. にあって (これらの各章は, “Lev.” Pt. II. Chap. XVII. に当る), キケロの言句, 「戦乱ニ圧セラルルアイダ, 法ハ黙シテ巳ム」 (ínter árma sílent [“EoL.”] (silêre. “DC.”)) lēgēs. [インテル・アルマ・スイレント [スイレーエレ] レーゲース]) を引いている (EoL. p. 100 ; DC. OL. II. p. 210)。

キケロは, (紀元前五十七年には Públius Clódius ([プーブリュウス・クロードュウス]) とともに護民官であったが, のちに, これの攻敵となって殺害に及んだ) Títus Ánnius Mílo ([Pāpiánus]. [ティトゥウス・アンニウス・ミロ [パーピアヌス]) を擁護した弁論・“Prō T. Ánniō Milōne Ōrátio.” [プロー・テ [イトー]・アンニオー・ミローネ・オーラーティオ]。 (『ティトゥウス・アンニウス・ミロを弁護する論述』のIV. (「第四章」), 10. -11. にあって, こう述べている。「しかし, 盗人や追剥に加えられる死が, 不正なものでありうるでありましょうか。私たちの・旅の道連れは, なにを意味しているのでしょうか。剣を帯びるのは, なにを意味しているのでしょうか。もし, こうしたものをを用いることが, まったく許されない, というのでありましたら, これらを所持することが許されないのは, 申すまでもないことです。でありますから, 裁判官諸氏よ, 私たちの生命が, なにらかの奸策に陥った場合, 追剥ないし敵手の暴力あるいは武器のもとに陥った場合に, 自らの生命の安全を救い出すための方法ことごとくが, 尊重するに値いするものである, ということは, 成文法ではありませぬが, 生得の法 (nâta lēx. [ナーアタ・レーエクス]) なのであります。私たちは, この・生得の法を, 人から学び知っ

たのではありません。人から聞き知ったのではありません。読み知ったのではありません。そうではなく、自然そのものから (*ex nātūrā ipsā*. [エクス・ナートゥーラー・イプサー]), 私たちが、手に入れたのです、掘り上げたのです。搾り出したのです。私たちは、この法を学ばされたのではなく、この法へ向けて創られたのです。私たちは、この法を知るように教えられたのではなく、この法に馴れ親しまされたのです。なぜかと申しますと、戦乱に圧せられておりますあいだは、法は黙して已む (*sílent énim légēs ínter árma*) からでありますし、また、法に期待を抱け、と命ずることもない (*nec sē exspectāri iūbent*. [ネク・セー・エクススペクターリー・ユウベント]) からです」 (Loeb Classical Library. Cambridge. (Mass.). 1979. p. 16)。

キケロの・上掲の文章の・初めの部分は、“*Lev.*” Chap. XIII. prg. 11. に、「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」とは、「情念」に基づく「推論」であるにとどまらず、「経験によって確認される」ところであるとして、旅に出る者は、自ら武器を運び、多勢の道づれをつのることを、一例として挙げているのに、通ずるものである。

そしてまた、「生得の法」・「自然そのものから、…手に入れた法」、とりもなおさず、「自然にしたがう法」・「自然に基づく法」は、“*EoL.*”, “*DC.*” の・いわば〈第一の自然法〉の〈第二〉の〈内容〉部分であり、“*Lev.*”における「自然に基づく権利の眼目」にあたる。

ところで、キケロが、「戦乱に圧せられているあいだは、法は黙して已む」と言う場合の「法」は、「成文法 (*scrípta lêx*. [スクリーィプタ・レーェクス])」のことであり、「自然そのものから、…手に入れた法」を指すものではない。

なぜなら、キケロが言わんとするのは——「成文法」が「黙して已む」がゆえに、「自然そのものから、…手に入れた法」が、人間に働きかけ、命令する——というところにあるからである。

b) ところが、“*EoL.*”, “*DC.*” は、「戦乱に圧せられるあいだ、…黙して已む」のは、「自然法」である、とするのであって、しかも、その「自然法」は、

あの・いわば〈第二の自然法〉——繰り返せば、「…各人は、自分が、自然によって、万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離せ」であり、「…万人の・万事にたいする権利は、保持されてはならない。諸権利は、ことごとく、移譲されなくてはならず、譲り渡されなくてはならない…」——であるはずである。

なぜなら、後出・4), c) に見るところによって確証されるところ、この〈第二の自然法〉こそ、「平和を造り出すことを眼目」とし、「平和の指針」たる・いわば〈第一の自然法〉から「導き出された」ものであり、その上、“EoL.”, “DC.” にあって「平和」の〈創出〉にとり、〈最大の重要性〉をもつものであるからである。

c) ところで、この〈第二の自然法〉が、「戦乱に圧せられるあいだ、…黙して已む」ということは、キケロの言葉をもってすれば、〈第二の自然法〉は、その「法に期待を抱け、と命ずることもない」、すなわち、「戦争」を終熄せしめるのに〈無力〉である、ということである。

i) しかしながら、「平和を造り出すことを眼目」とし・「平和の指針」である〈第二の自然法〉が、「平和」の〈創出〉に〈無力〉である、ということは、これまた、一つの「自己矛盾」である。

ii) その「自己矛盾」は、〈第二の自然法〉を、かく〈無力〉なものたらしめるもの、すなわち、前見の〈条件〉の欠如に、起因するのであり、あるいは、いわば〈第二の自然法〉が、〈自然法〉たりえないこと (〈第一の難点〉。前・IV. 5), c), 参照) から生ずるものである。

d) この・〈第二の自然法〉の・「平和」の〈創出〉にたいする〈無力〉が、“EoL.”, “DC.” における体系の中核部分を含む (〈論理上の・第一の難点〉から派生する) 〈第三の難点〉である。

3) a) ところで、“EoL.”, “DC.” 自身によれば、いわば〈第二の自然法〉の・「平和」の〈創出〉にたいする・この〈無力〉は、つぎのところに、その《根拠》をもつ。

すなわち，“*EoL.*”にあっては、「戦争の境遇」が終熄を告げるのは、「人間たちが、自然に基づく法を、お互い同志にたいして守る」という〈行動〉の「確実な保証 (security) が、存在する」その時である、とされるのであるが (Chap. 19. §. 1. p. 100), しかし、かかる「確実な保証が存在する」〈条件〉は、求めても、得難いことが、告白される (loc. cit. §§. 3.–6. pp. 99–101)。

また，“*DC.*”も、「平和を維持するために必要不可欠であるのは、自然にしたがう法の執行 (exercitium. [エクセルキテウム]) であり、しかるに、自然にしたがう法の執行に必要不可欠であるのは、〔法の執行という〈行動〉の〕確実な保証 (sēcūritās. [セークーリタース]) である。それゆえ、吟味されるべきは、かかる・確実な保証を与えうるものは、なにか、ということである」として (Cáp. V. §. 3. OL · II. p. 210), 「確実な保証」の〈条件〉たるに足りるものの「吟味」を重ねるのであるが (§§. 3.–5.), しかし、それは、なかなか見だし難いことを、認めるのである。

b) しかるに、〈第二の自然法〉の〈順守〉ないし「執行」という〈行動〉について言われる・「人間たちのあいだ」の「確実な保証」とは、「各人」が、「自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離」す〈行動〉の、あるいは、〈万人の・万事にたいする…諸権利を、ことごとく、移譲し、譲り渡す〉〈行動〉の——「各人」〈すべて〉にわたる《同時性》の「確実な保証」以外を意味するものでないことは、明らかである。

c) そこで、なされるべきは、〈第二の自然法〉について、上記の〈行動〉の《同時性》の「確実な保証」が、なにゆえに、得難いか、その《根拠》を、“*EoL.*”, “*DC.*”の〈自然法論〉から、分析することである。

4) a) “*EoL.*”は、まず、計十七の「自然法」を挙げ終った§. 11. につづく§. 12. で、このように述べている。

「第十二節。ところで、法 (law) とは、(本来から言いますと)、命令 (a command) であります。上記の諸教示 (dictates) は、それらが自然から

出てまいる (proceed from nature) ものでありますので、命令ではないのですから、したがいまして、これらの教示は、自然を考慮に入れて (in respect of nature), 法と呼ばれるのではないのでありまして、自然の創造主 (the author of nature), すなわち、全能な神, を考慮に入れた場合に (in respect of ..., God almighty), 法と呼ばれるのであります」(傍点は、引用者。Pt. I. Chap. 17. p. 93)。

“DC.” もまた、Cáp. III. の最終・§. 33. で、言う。

「第三十三節。ところで、私たちが、自然に基づく諸法と呼びますものは、行なうべき事柄と、行なわずにおくべき事柄とにつきましての・ひたすらに理性によって認識されました・推理の結論以外のなにものでもありませんが、しかし、法とは、本来から申せば、また、厳密に申せば、ほかの人間にたいして、ある事柄を、行なうように、あるいは、行なわないように、権利によって、命令する者の文言なのでありますから、上記の諸法は、自然から出てきている限りでは、本来から申せば、法ではないのであります。しかしながら、次章で見ることになりますように、同じ諸法が、神により、聖書の中で、語られております限りでは、法という名称によって呼ばれるのが、いちばん本来のことです。なぜなら、聖書とは、最大の権利によって命令する神の・万物に向けられた文言であるからです」(傍点は、引用者。OL・II. p. 198)。

b) まず、上掲の叙述に見える「自然」は、「自然」(という「必然性」)に〈したがう〉こととしての「理性」を意味する、と解さなくてはなるまい。

なぜなら、i) 本章・前出・IV, 1), h) で知ったとおり、“EoL.” は、「理性のほかに、自然に基づく法はありえない」とし、“DC.” は、「自然にしたがう法とは、これを定義するとすれば、正しい理性の教示である」と規定していたし、上掲の文章でも、「ひたすらに理性によって認識された・推理の結論」が「自然に基づく諸法」である、と述べているからである。

ii) さらにまた、“EoL.” の次・Chap. 18. A Confirmation out of Holy Scripture of the principal points mentioned in the two last Chapters,

concerning the Law of Nature. (「自然に基づく法にかかわって、直前の二章に言及された・主要な諸点の・聖書に基づく確認」)の冒頭・§. 1.には、下記のように述べられている。

「第一節。先行の諸章で言及されました諸法は、それらが、自然にしたがう理性 (natural reason) の教示である、という理由で、自然に基づく法と呼ばれますし、また、これらの諸法が、人間の・お互いにたいする拳錯 (manners. 拳措) と振舞い (conversation) とにかかわるものでありますところから、道徳法 (moral laws) とも呼ばれますが、しかし、これらの諸法は、また、その諸法の制定者 (the author), すなわち、万能な神、を考慮に入れますと、神が定めた法 (divine laws) とも、呼ばれるのです。そして、それゆえ、当然、聖書に啓示されております・神の言葉 (the word of God) に、合致するはずでありますし、少くとも、逆らうはずはないのです」(傍点は、引用者。p. 95)。

上の文章によってみると、前出の「自然」とは、むしろ「自然にしたがう理性」を意味する、とすべきである。

iii) 加えて、“DC.”では、“EoL.”のChap. 18.に対応するCáp. IV. QUOD LÊX NÂTÛRÂLIS EST LÊX DÎVÎNA ((クウオド・レーェクス・ナートゥーラーアリス・エスト・レーェクス・ディーウィーイナ), 「第四章。自然にしたがう法は、神の定めた法であること」)の§. 1.に、下記のように記されている。

「自然にしたがう法と道徳上の法〔これについては、後見〕と呼ばれますものと同一のものが、また、神が定めた法とも呼ばれるのを、常とします。しかも、これは、正当なことなのです。と申しますのは、それ自体が自然にしたがう法であります理性 (râtio. [ラティオ]) は、直接に神によって、各人に、各人の行為の指針として、分かち与えられているからでもありますし、また、自然にしたがう法と道徳上の法とから導き出されます・〔人間の〕生き方についての教えは、天の王国の法として、神から、私たちの主イエスウー

ス・クワリー・ストゥウスをつうじ、聖なる預言者たちと使徒たちとをつうじて、公布されているものと同じのものでもあるからです。それゆえ、前章で、自然にしたがう法についての推論によって知りえられた事柄を、本章では、聖書によって確認するように、努めることにいたしたいのです」(傍点は、「自然にしたがう法」、「道徳上の法」、「神が定めた法」以外は、引用者。OL・II. p. 199)。

見るとおり、「理性」は、「それ自体が自然にしたがう法」である、と再言され、〈理性の創造主〉が「神」である、とされているのであるから、前出の「自然」は、やはり、「理性」の意である、と見るべきである。

c) さて、「法」が「命令」であるとは、「法」は、前出・“DC.” Cáp. III. §. 33. の規定にしたがえば、人間たちに、「法」の内容を〈行動〉ないし〈非行動〉として実現させる〈拘束力〉・〈強制力〉という「力 (power)」をもつものであり、逆に言えば、人間たちが、「法」を〈侵犯〉し、「法」に〈違反〉する時には、これを〈処罰〉する「力」をもつものである、という意味である。

d) とするならば、人間の「心の能力」である〈理性から出てくるもの〉は、言うまでもなく、かかる「力」を伴わぬがゆえに、ひとり「教示」であるにとどまり、「命令」であることは、できない。

e) そこで、「自然法」が、まさに「法」であり、「命令」でありうるためには、「教示」を与える「理性」そのものを「創造」し、「創造」したがゆえに、「理性」の「教示」に、人間にたいし、その「教示」の〈順守〉、すなわち、〈行動〉・〈非行動〉への〈拘束力〉・〈強制力〉、ないしは、〈侵犯〉・〈違反〉を〈処罰〉する「力」を付加するところの・自ら〈力に溢れたもの〉、すなわち「全能」なるものを、「考慮に入れる」ことが、不可欠となる。

f) しかるに、「理性」を「創造」したもので、そして、上記の「全能」なるものとは、「創造主」たる「全能な神」のみである。

g) “EoL.” が言う・かかる「神」は、それゆえ、「理性」の立場から〈考

慮に入れられた「神」である。

(ここに、(本稿・「第II部」。「第I章」。「『教養部紀要』。第29号。19-49ページ、参照) “Lev.” に姿をあらわす・ホブズの「理性宗教」(ないし「自然宗教」)の立場が、うかがわれる。

そして、前記の・“EoL.” Chap. 18. と、 “DC.” Cáp. III. とが、「理性にほかならない」〈自然法〉、あるいは「正しい理性の教示」である〈自然法〉を、「聖書によって確認する」ことは、上述の立場を、まさに確証するものである)。

5) だが、a) 「全能な神」が、人間にたいして、「正しい理性の教示」に、それを〈行動〉ないし〈非行動〉に移す〈拘束力〉・〈強制力〉を付加し、あるいは、〈侵犯〉・〈違反〉にたいする〈処罰〉の「力」を付加して、この「教示」を、〈順守〉されるべき「法」とし「命令」とするにしても、その「力」は、しかし、ほかでもなく「神」の「力」であるゆえに、あくまで人間の〈内面〉・〈魂〉・〈心情〉を介して働くにほかならない。

すなわち、「理性」の「教示」の〈順守〉にかかわる・「神」の〈拘束力〉・〈強制力〉とは、「神」が、その「全能」による〈処罰力〉を用いて、人間の〈内面〉に〈恐怖〉を生じさせ、この・〈恐怖〉の「情念」によって、人間に、「理性」が「教示」する〈仕方〉における〈行動〉、あるいは〈非行動〉を、〈迫る〉ところに、ある。

b) このことの証左は、“EoL.” が、Pt.II. Chap. 9. §. 1. で、「至高権力保持者 (sovereign) の義務」を語る時の・つぎの叙述の中に、ある。すなわち、

「至高権力保持者」の「諸行動」が、人民全般の侵害となることがある」場合には、「その行動は、自然に基づく法の侵犯である」し、また、「神が定めた法の侵犯である」。「その帰結として」、「そうした〔人民全般の侵害となる〕諸行動とは反対の諸行動こそ」、「至高権力保持者の義務であり」、「永劫の死の苦痛のもとに、全能な神から、〔これらの・反対の諸行動へ向かって〕、

最大限の努力が、至高権力保持者によって払われるように、迫られているのである」。(「第 I 章」。21), d), イ)。『経済と経営』。17-1. 26 ページ, 参照)。

i) 「永劫の死の苦痛」とは、「理性」の「教示」であるものの〈侵犯者〉の〈魂〉・〈内面〉にたいして、「全能な神」のみがもつ〈処罰力〉に、出るものにほかならない。

ii) 「神」は、この・〈内面〉の〈処罰〉にたいする・「至高権力保持者」の〈恐怖〉という「情念」を用いて、〈人民ノ福祉〉のための・「最大限の努力」をもってする「諸行動」へ、「至高権力保持者」を、〈拘束〉し〈強制〉する。

iii) それが、「至高権力保持者」は、「全能な神から」、〈人民ノ福祉〉のための諸行動へ向かって、「最大限の努力」を払うように、「迫られている」、とされる意味である。

c) こうして、「自然に基づく法」は、窮極にあっては、「万能な神」による・この「法」の〈侵犯〉にたいする・〈内面〉の〈処罰〉への〈恐怖〉の「情念」を介して、人間の〈内面〉に、〈順守〉を〈迫る〉となるところの・「理性」の「教示」であり、また、なればこそ、「神が定めた法」でもあるのである。

i) このことは、さらに、“*EoL.*” が、さきに章題を示した Chap. 18. の最終・§. 12. で、つぎのように述べていることによっても、裏書きされる。

「第十二節。最後に、神が定めた法に違反することがありうる法で、自然のにしたがう理性に基づく法であるものは、存在しない」。「なぜなら、全能な神は、人間誰しもにたいし、全能な神を見る光となるように、理性を与えているからである」。「そして、…全能な神は、私たちが、現世の遍歴にあたって従うべきであった教えとしての・自然にしたがう理性に基づく法について、最後の審判の日に、厳格な報告を迫る (require a strict account) はずである」(p. 99)。

ii) 言うまでもなく、「厳格な報告」が含意するものの中には、人間の〈魂〉・〈内面〉にたいする〈処罰〉があり、そして、それを〈恐怖〉する「情念」が、「自然にしたがう理性に基づく法」の〈順守〉にたいする・人間の〈内面〉における〈拘束力〉・〈強制力〉となるのである。

d) こうして、「自然法」は、まず、「神が定めた法」でもあるものとして、人間の〈内面〉・〈魂〉・〈心情〉を、〈拘束〉する・「理性」の「教示」である。

なればこそ、“*EoL.*”の前掲・§. 12. の次・§. 13. は、最初に、こう言う。

「第十三節。自然に基づく諸法は、心情 (the conscience) にかかわるものでありますから、…」(p. 93.)。

e) しかしながら、「全能な神」による・人間の〈内面〉にたいする〈処罰〉の威嚇は、「自然法」(「神が定めた法」)を、人間が、「行為」の上でか、ないしは、〈内面〉にあって、〈侵犯〉し、あるいは、それに〈違反〉することがありうることを含意しており、さらには、「行為」の上では「自然法」に〈服しながら〉、〈内面〉にあっては〈背反する〉ことがありうることを、含意している。

はたして、上記の・後者の事態を、“*EoL.*”は、前見の叙述につづいて、こう述べている。

「…自然に基づく諸法は、心情にかかわるものでありますから、この諸法を侵犯する人間とは、諸法に反する・なにかの行為 (any action contrary) を行なう者だけではないのでありまして、その人間の行為が諸法に合致しておりまして、その人間の思いが、諸法に反する (think it contrary) 人間もまた、この諸法を侵犯しているのです。なぜかと言いますと、行為は、たまたま正しいものであるにしても、しかし、その人間の信念 (judgement) の中では、その人間は、この法を蔑視しているからなのです」(p. 93)。

上掲の立論は、“*DC.*” Cáp. III. §. 28. では、つぎのように記されている。

「これらの諸法〔自然に基づく諸法〕は、しかし、心情 (cōnsciēntia. [コー

ンスキエンティア)) を拘束する (obligant. [オブリガント]) ものでありますから、諸法に反する行ないによって侵犯されることがあるばかりではなく、また、諸法に合致する行ないによっても侵犯されることがあるのです。もとより、それは、行ないをする者が、諸法に反する事柄を、心に抱いている (pütet. [プウテト]) 場合であります。なぜなら、行為そのものは法にしたがっているにしましても、しかし、心情が諸法に反しているからであります」(OL・II. p. 195)。

(上記の・“EoL.”, “DC.” の立論は, “Lev.” では, Chap. XV. prg. 36. に現われるものである)。

f) だがしかし、人間が、「心情」と「行為」との双方にあって、「自然法」を〈順守せず〉、これに〈違反〉し、これを〈侵犯〉することがあるのであっては、「自然法」が、窮極において、「万能な神」の「定めた法」である、と言うことは、できない。

g) “DC.” は、人間が、少なくとも「心情」においては、「自然法」に〈拘束される〉ことを、ある論理によって、立証するのである。

6) a) “DC.” は、上掲・§. 28. の・「自然法」は「心情を拘束するものである」、とする立論の根拠を、先行する§. 27. で示しているのであるが、§. 27. の叙述は、さらに、§. 26. 所論を前提としている。(これは、“Lev.” Chap. XV. にあっての・上記・prg. 36. と§. 35. および§. 34. とのあいだの・行論の脈絡と、ひとしい)。

i) “DC.” は、まず、Cáp. III. §. 26. で、こう言う。—— §. 25. ままでに挙示された・自然に基づく諸法は、§. 33. に、「ひたすらに理性によって認識された・推論の結論」である、と記されているとおり、「私たちに、自分の生命の保存と維持とを勧告する理性の教示からのみ、導き出された〔演繹された〕もの」である。したがって、人によっては、多分、言うであろう。——「こうした諸法の演繹は、きわめて困難である」。それゆえ、「これらの諸法が世人

によって知得されると、期待されてはならないし、また、したがって、拘束力をもつとも、期待されてはならない」。すなわち、「法は、知られなくては、拘束力をもたないし、もとより、法ではないのである」と——。「こういう人に、私は、答える」。なるほど、「懸念、恐怖、憤怒、野望、貧欲、うぬぼれた思い上がり、および、その他の・魂の惑乱は、上記の諸情念が優勢を保っている・そのあいだだけは、人が、自然に基づく諸法を知得することができないように、妨害するものである」。けれども、「時には魂に平静をえる、ということがないような人は、ひとりとしていない」。それゆえ、「そうした時には、たとえ無学・無教養の人にとっても、自然に基づく諸法より以上に、知るにたやすいものは、一つもないのである」。と言うのは。「この場合に、唯一の指針であるもの」は——「自分が他人に向かって行なおうとしている事柄が、自然にしたがう法によって行なおうとしているものであるかどうか、と、人が迷いを抱く時には」、「自分が、その・相手の他人の位置にあるものと、考えてみる (pūtet sē esse in illius ālterius lōcō. [プウテト・セー・エッセ・イン・イッリュウス・アルテリュウス・ロコー]) —— ということである」。なぜなら。「こうする時、たちまちに、〔相手の他人に向かって、ある事柄を〕行なうように駆り立てる・あの・心の惑乱は、いわば、天秤の・他方の秤皿に移され、〔その事柄を〕行なわないように、と勧告することになる」からである。さらに、また、「この指針」は、「知るにたやすいばかりでなく」古来、つぎの言葉で、人々に膾炙してきている。すなわち、「君ガ、ワガ身ニサレタクナイ事柄ハ、他人ニタイシテシテハナラナイ」(OL・II. p. 194)。

(“DC.”の・以上の叙述は、“Lev.” Chap. XV. prg. 34.の後半に、該当するものである。(pp. 214–215))。

こうして、アダム・スミスにあって「同感」の成立条件であるもの、すなわち、〔この場合には、自分の「心の惑乱」によって〕「苦しんでいる者」の「情況」に、「心像描出力によって」、「私たち自身をおく (By imagination we place ourselves in his situation)」ことが、「自然にしたがう諸法」を「知

る」ことを「たやすく」する・「唯一の指針」である、とされるのである。(Smith, Adam: "Theory of Moral Sentiments." Pt. I. Sect. I. Chap. I. prg. 2. The Glasgow Edition. Oxford, 1976. p. 9)。

ii) ところがしかし、「DC.」は、つづく§. 27. では、つぎのように述べる。

「第二十七節。しかしながら、大多数の人間は、前述の諸法を、たとえどれほど承知しているにしましても、目前の利益にたいする・不当な欲求が原因で、この諸法を順守する力をもつことができないのです。かりに、他人よりも節度を守っている・ある人々が、理性が教示する・大切な公正と正当とを保つにしましても、ほかの人々が同じ行ないに出ないのであれば、なにも、理性に心から従っていることには、なりません。なぜなら、こうした人々は、わが身に、平和を用意しているのではなく、確実な死を、しかも早死を、用意しているのでありまして、諸法を順守する人々が、順守しない人々の餌食となるからであります。したがって、前述の諸法すべてが、ほかの人々によっては執行されない・人間たちの・あの境遇では、人間たちは、自然により、すなわち、理性によって、前述の諸法のすべてを執行するように拘束されているのである (*obligāri hōminēs ad exercitium eārum ōmniū*. [オブリガリー・ホミネース・アド・エクセルキティウム・エアールウム・オムニウム]), と考えられてはならないのです。とは言いましても、しかし、前述の諸法を順守することが、この諸法がそのために立てられている目的に資するものである、と見られまする場合にはいつでも、私たちは、この諸法を順守しようとする意図へ、拘束されるのです (*obligāmur ad ānimum eās obsērvandī*. [オブリガムウル・アド・アニムウム・エアース・オブセルワンディー]). ですから、結論されなくてはなりませんのは、自然に基づく法は、いつ、いかなる場合でも (*sēmp̄er et ubīque*. [セムペル・エト・ウビークウエ]), 内ナル法廷において (*in fōrō internō*. [イン・フォロー・インテルノー]), すなわち、心情において (*in cōnsciēntiā*. [イン・コーンスキエンティア]), 拘束するものであって、外ナル法廷においては (*in fōrō*

externō. [イン・フォロー・エクステルノー]), 必ずしも (*nōn semper*. [ノーオン・セムペル]), 拘束するものではなく, 確実な保証がありうる (*cum sēcūrē id fierī possit*. [クウム・セークウーレー・イド・フィエリー・ポッスイト]) まさにその時だけ (*tum solummodo*, [*cum sēcūrē id fierī possit*]). [トゥウム・ソールウムモド]) [外ナル法廷において, 拘束する], ということがあります」(OL・II. pp. 194–195)。

「外ナル法廷において拘束する」とは, “*Lev.*” Chap. XV. E. prg. 35. にしたがえば, 「自然に基づく諸法を, 行動に移すことへ (to putting them in act), 拘束する」ことである (p. 215)。

また, 「内ナル法廷において拘束する」とは, “*Lev.*” Chap. XV. E. prg. 34. によれば, 「自然に基づく諸法が行なわれてほしいという欲望へ, 拘束する」ことであり (p. 215), L. prg. 32. にしたがえば, 「自然にしたがう諸法の侵犯が, 本来の意味での罪 (*crimen*. [クリーイメン]) とは呼ばれるべきではないが, 悪 (*vítium*. [ウィテウム]) と呼ばれるべきである」ことである (OL・III. p. 121))。

b) そこで, 上見 a), ii) によれば, “*EoL.*”, “*DC.*” にあつての・いわば〈第二の自然法〉をも含む「自然に基づく諸法」が, 「心情にかかわるもの」であり (“*EoL.*”), ないしは, 「心情を拘束するものである」 (“*DC.*”) ことの根拠は, つぎのところにある。

i) 「大多数の人間」は, いわば〈第二の自然法〉を, たやすく, 熟知でき, また, 熟知しているにしても, しかし, 「欲求」に妨げられて, 〈第二の自然法〉を「順守する力をもつことができない」。すなわち, 「順守」・「執行」する〈行動〉は, 〈とりえない〉のである。

ii) したがって, 「節度を守っている人々」のみが, 「理性」の「教示」たる〈第二の自然法〉を「執行」し「順守」する〈行動〉を〈とることができる〉にせよ, それは, 「わが身に, 平和を用意しているのではなく, 「確実な死を, しかも早死を, 用意している」ことに, ほかならぬ。なぜなら, 〈第二の自然

法〉を「順守」する〈行動〉をとる人々は、「順守」する〈行動〉をとりえない「人々の餌食となる」からである。

iii) 上の・ii)の立論は、ほかでもなく、前出・IV, 4), d)に再記した・“Lev.” Chap. XIV.の「第二の自然法」への〈条件〉付帯の根拠たる所論とひとしいものであり、そして、この所論は、“Lev.”の「第二の自然法」についても、“EoL.”, “DC.”における・いわば〈第二の自然法〉についても、「各人が各人に敵対する戦争」の「身の上」にある、ないしは「戦争の境遇」にある、「人間」〈すべて〉にわたる・〈自然権〉の〈第三者〉への〈手渡し〉の、あるいは、〈わが身からの引き離し〉・〈移譲〉・〈譲り渡し〉の、《同時性》が〈必要不可欠〉である根拠の立論でもあるものであった。

iv) してみると、〈第二の自然法〉が、「心情にかかわるもの」であり、「心情を拘束するもの」であることの・〈第一〉の《根拠》は、本・V. 前記・2), c), d)のとおり、はたして、いわば〈第二の自然法〉が「平和」の〈創出〉にとって〈無力〉であることの《根拠》と同一のものであり、すなわち、この「自然法」を「順守」・「執行」する〈行動〉の・「各人」〈すべて〉にわたる《同時性》の「確実な保証」が得難いところに、あるのである。

v) であればこそ、こう言われたのである。——「したがって、「前述の諸法すべて」が（それゆえ、いわば〈第二の自然法〉も）、「ほかの人々によっては執行されない〔「執行」・「順守」の〈行動〉の《同時性》の「確実な保証」が存在しない〕人間たちの・あの境遇では、人間たちは、自然により、すなわち、理性によって、前述の諸法のすべてを執行する〔〈行動〉をとる〕ように拘束されているのである、と考えられてはならないのである」。——

vi) がしかし、「自然にしたがう諸法」、「自然に基づく諸法」が、「平和を造り出すことを眼目とする」ものであり、「平和の指針」であることは、不変である。

vii) とすれば、いわば〈第二の自然法〉の「順守」・「執行」が、この「自

然法」の・上記の「目的」、すなわち「平和に資するものである」と「見られる」ことは、〈必然〉である。

viii) であるならば、「私たち」・「人間」は、たしかに、〈第二の自然法〉を「順守」・「執行」する〈行動〉をとるようには、上記・c), i)–v) の理由によって、〈拘束されてはいない〉にしても、しかし、この「自然法」は、「私たち」・「人間」に、それを「順守しようとする意図」を、〈必然に〉、抱かしめずにはいないのである。(後出・注記の・“Lev.” の表現をもってすれば、この〈自然法〉が「行なわれてほしいという欲望」を、〈必然に〉、抱かしめずにはいないのである)。

ix) そして、いわば〈第二の自然法〉が、かかる「意図」(「欲望」)を、「私たち」・「人間」に、〈必然に〉、抱かしめること——それが、「私たち」・「人間」が、いわば〈第二の自然法〉を「順守しようとする意図へ、拘束される」ことにほかならないのである。

x) 「意図」(「欲望」)は、〈内面〉のもの、〈魂〉・「心情」に属するものである。

xi) それゆえ、言われるのである。「ですから、結論されなくてはなりませんのは」、いわば〈第二の自然法〉は、「いつ、いかなる場合でも、内ナル法廷において、すなわち、心情において、拘束するのであって、…」。

c) こうして、前掲・§. 28. の・「自然法」(いわば〈第二の自然法〉を含む)は、「心情を拘束するものである」、という立論が、立証された。

そして、前記・5), d) のように、「自然法」は、人間の〈内面〉・〈魂〉・〈心情〉を、〈拘束〉する・「理性」の「教示」であることも、裏書きされた。

7) a) だがしかし、「自然法」は、また、人間の「行為」をも「拘束するもの」、「外ナル法廷においても」拘束するもの」でなくてはならない。

なぜなら、「平和」の〈創出〉は、「各人」が、「自分が、自然によって万事にたいしてもっている権利を、わが身から引き離す」、という〈行動の仕方〉、

〈万人の・万事にたいする権利を…移譲し、譲り渡す〉という〈行動の仕方〉を「指示」する〈第二の自然法〉を、「行動に移す」ことにほかならないからである。

b) ところが、“DC.”は、〈第二の自然法〉は、「外ナル法廷においては、必ずしも、拘束するものではない」としながらも、つづいて、しかし、「確実な保証がありうる・まさにその時だけ、〔外ナル法廷において、拘束する〕」、すなわち、〈「各人」の「行為」・〈行動〉を「拘束する」〉、としているのである。

c) だが、i) 「確実な保証がありうる・まさにその時だけ」とは、すでに繰り返したとおり、「戦争の境遇」にある「各人」〈すべて〉が、「自然権」の〈わが身からの引き離し〉〈移譲〉・〈譲り渡し〉の〈行動〉を、〈相互に、同時に〉とる「確実な保証」がありうる・「まさにその時だけ」ということにほかならない。

ii) しかるに、かかる〈行動〉の《同時性》の「確実な保証」は、“Lev.”の「第二の自然法」に含まれる・前見の〈条件〉によってのみ、存在可能であって、この〈条件〉が欠如している・“EoL.”、“DC.”の、いわば〈第二の自然法〉によっては、存在しえないのである。

d) とすれば、いわば〈第二の自然法〉は、「外ナル法廷においては、必ずしも拘束するものではない」どころか、〈まったく拘束するものではない〉のである。

e) すなわち、“EoL.”、“DC.”の言う・いわば〈第二の自然法〉は、もっぱら、「心情を拘束するもの」であるに留まり、〈行動〉・「行為」を〈拘束するものではない〉、言いかえれば、〈第二の自然法〉を「行動に移すことへ、拘束するもの」では、〈ない〉のである。

8) a) このことは、「平和を造り出すことを眼目とする」とりわけ〈第二の自然法〉、「平和の指針」たるこの「自然法」が、しかし、同時に、「平和」

を〈創出〉する〈行動の仕方〉へ、「人間」〈すべて〉を、〈拘束することが、ない〉、という・これまた、一つの「自己矛盾」であり、〈論理上の・第一の難点〉から生ずる〈第四の難点〉を示すものである。

b) そして、この〈第四の難点〉が、本・V. 1), b), に見た・〈第二の自然法〉の〈無力〉、「戦乱ニ圧セラルルアイダ、法ハ黙シテ已ム」という〈第三の難点〉の〈根拠〉であることは、もはや言うを俟たない。

9) ただし、“DC.”は、Cáp. IV. 「自然にしたがう法は、神が定めた法である」の最終・§. 24. の最後で、「…〔自然にしたがう〕法は、行為について言われるものでありますが、行為は、私たちの意志にしたがうものであります」と述べている (OL・II. p. 208)。

ここに言われる「意志」を、もし、あの・いわば〈第二の自然法〉を「順守しようとする意図」と解するならば、この「自然法」は、それが「内ナル法廷において」すなわち「心情において」「拘束する」ことにくしたがって、「行為」をも「拘束」し、言いかえれば、「外ナル法廷において」もまた、「拘束する」、ということが、帰結するであろう。

しかし、上記の「意志」を、あの「意図」と解することは、一つの推測に属する。

10) a) ところで、なるほど、“Lev.” E. も、〈自然法〉は、「内ナル法廷ニオイテ」、「拘束する」ものである、としてはいる。

「自然に基づく諸法は、内ナル法廷ニオイテ、拘束するものであります (oblige in fóro internō)。言いかえますと、自然に基づく諸法が行なわれてほしいという欲望へ、拘束するものであります。けれども、外ナル法廷ニオイテハ (in fóro externō), すなわち、これらの諸法のを行動に移すことへは、必ずしも、拘束するものではないのです」(E. prg. 35. p. 215)。

b) だが、“EoL.”, “DC.”の所論と、まったく異なる立論を示すものとし

て重要であるのは、「必ずしも、拘束するものではない」と言われることの意味とそれの根拠とを語る・つぎの論述と、そして、それにつづく論述との二つである。

i) まず、第一の論述。イ) 「なぜかと言いますと、ほかの人間が誰ひとりとして、自分が約束する事柄を履行しない・そうした時と場合とにあつて、節度を守り・温和な性質をそなえ・自分が約束する事柄のことごとくを履行する人間は、ただ、わが身を他人の餌食にするだけのことでありますし、わが身の・確かな破滅を確保するだけのことでありまして、このことは、自然にしたがうこと〔すなわち、自分の生命を保存すること〕に資する・自然に基づく・あらゆる法の土台に反することであるからであります」(loc. cit.)。

(L. 「なぜかと言いますと、自然にしたがう諸法が、ほかの人間たちからは軽んじられております・その時に、それらの諸法を順守するような人間は、他人にとっての餌食となるものでありますし、このことは、自然にしたがう・すべての法の土台に反することであり、すなわち、自然にしたがうことに反することであるからであります」(OL・III. p. 121)。

ロ) この立論は、一見、*“EoL.”*、*“DC.”* のそれにひとしいようであるが、しかし、上記の事態が、「自然に基づく・あらゆる法の土台に反すること」であり、「自然にしたがうことに反することである」とされているのは、かかる事態は、〈生起しえない〉ことを意味している点で、*“EoL.”*、*“DC.”* の立論とは、異なるのである。

ハ) なぜなら、2) *“EoL.”*、*“DC.”* とは異なり、*“Lev.”* の「第二の自然法」が含む〈条件〉は、「自然権」の・〈第三者〉への〈手渡し〉の〈行動〉の・「各人」〈すべて〉にわたる《同時性》を〈確実に保証する〉ことによって、上記の事態が〈生起すること〉を、〈不可能〉とするからであり、

β) したがって、この《同時性》の「確実な保証」こそ、「第二の自然法」を「行動に移すこと」を〈必然〉にするものであり、

γ) そのことが、とりもなおさず、「自然に基づく・あらゆる法の土台」に

〈したがうこと〉であり、「自然にしたがうこと」であるからである。

ニ) さて、そうしてみると、上記の〈条件〉によって、「各人」〈すべて〉が「自然権」を〈第三者〉に〈手渡し〉する〈行動〉の《同時性》が〈確実に保証され〉、したがって、「第二の自然法」を「行動に移すこと」が〈必然〉である以上、「第二の自然法」は、「外ナル法廷ニオイテハ、…必ずしも、拘束するものではない」と言われることの意味は、“EoL.”、“DC.”にあってのこの文言の意味とは逆に、〈外ナル法廷ニオイテモ、拘束することがある〉、というところにあることになる。

ホ) もとより、「第二の自然法」を「行動に移すこと」が〈必然〉でありながら、〈外ナル法廷ニオイテモ、拘束することがある〉というのでは、論理は貫かれている、とは言えない。

ii) ところが、論理に貫かれたものとして現われてくるのが、つづいて記されている・次ぎの叙述と立論とである。

「ところで、逆に、ほかの人間たちが、同一の内容の法を、その人間にたいして順守する・充分な・確実な保証 (sufficient Security) をもっているにも拘らず、自分自身ではその法を順守しない・その人間は、平和を追求しているのではなく、戦争を追求しているのです。そして、その帰結として、自分の自然を暴力によって押しのけることを、追求しているのです」(傍点は、引用者。Chap. XV. E. prg. 35. p. 215)。(L.「ところがしかし、同一の内容の法の順守について、ほかの人間たちから確実な保証が与えられている時、その場合に、その法を順守しない人間は、戦争を追求しているのであって、平和を追求しているのではないのです」(Cáp. XV. peg. 32. OL・III. p. 121)。

i) この叙述では、まぎれもなく、「第二の自然法」についても、その「順守」の、すなわち、「行動に移すこと」の《同時性》の、「充分に・確実な保証」が存在する、とされている。

iii) そして、そのことは、あの「第二の自然法」が、〈完全に〉、「外ナル法廷ニオイテモ」「拘束する」、という・論理の貫徹を、意味しているのである。

b) i) “*EoL.*”, “*DC.*” の立論との・この・決定的な相違は、もはや言うまでもなく, “*Lev.* の「第二の自然法」が、あの〈条件〉を含んでいることを、〈根拠〉とするものである。

ii) そして、上記の「充分な・確実な保証」が存在し、すなわち、「第二の自然法」が「外ナル法廷ニオイテ」「拘束」し、したがって、「自然権」の〈第三者〉への〈手渡し〉の《同時性》が成立し、この《同時性》が、「平和」を〈創出〉するものであればこそ、「充分な・確実な保証」が存在する時に、にも拘らず、「自分自身では」「第二の自然法」を「順守しない人間」、すなわち、他の「各人」〈すべて〉と〈相互に、同時に〉、自らの「自然権」を〈第三者〉に〈手渡し〉しない人間は、「平和」をではなく、「戦争」を「追求している」とされるのである。

c) こうして、この論述が意味しているのは——「第二の自然法」に含まれる〈条件〉が、「第二の自然法」を「行動に移すこと」を〈必然〉にするゆえに、「行動に移すこと」の・「各人」〈すべて〉にわたる《同時性》について、「充分な・確実な保証」が存在する。してみれば、「第二の自然法」は、〈外ナル法廷ニアッテモマタ、必然に拘束するものである〉——というところにある。

d) そして、こうした・論理の貫徹がある以上, “*Lev.*” には, 「戦乱ニ圧セラルルアイダ, 法ハ黙シテ巳ム」とするような立論は、本来は、現われる余地がないはずである。(本章。後出・VI. 5), 6), 参照)。

e) それゆえ, 「第二の自然法」は, 「国家」を「産出」する「契約」を〈帰結〉させ, この「契約」が, 「第二の自然法」の〈論理を表現する〉ことになる。(以上, 第IX章. I. ~ V. まで。以下は, 次号に所収)